

災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 風水害に強いまちづくり

〔総務部・建設部・農林水産部・消防部〕

市は、地域の特性に配慮しつつ、防災施設の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害等から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。

1 水害予防対策

(1) 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

イ 情報管理手法の確立

治山・地すべり・砂防・高潮・河川施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

ウ 災害危険地区の調査及び住民への周知

林地災害、地すべり等土砂災害の危険区域及び浸水等による危険地域等（資料7-1～7-6参照）を定期的に調査し、災害危険箇所についてハザードマップを作成し住民へ周知する。

(2) 治山施設等災害予防

市は、国及び県の協力を得て次により山地、治山の災害予防対策を講ずる。

ア 保安林の指定及び整備

森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 治山施設の整備

(7) 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

(4) 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

ウ 林道施設の整備

市は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道の整備に努める。

(3) 砂防施設の災害予防

現在荒廃している溪流又は将来荒廃のおそれのある溪流について、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、砂防ダム、床固工、流路工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流の整備を進める。市の4支所には土砂災害の危険予防を図るため県により雨量計が設置されている。

(4) 河川管理施設等の災害予防

ア 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ 県及び气象台、測候所等と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努める。

エ 水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

(5) 住宅密集地等の雨水排水整備計画

排水整備計画の推進と公共下水道事業の整備を図り、浸水等による災害を防止する。

(6) 農業用かんがい用排水施設の整備

ため池の老朽化、宅地の進展等による水路等に起因する災害に備え、ため池、頭首工などの農業用施設の整備を図る。

2 高潮、波浪等災害予防対策

本市は離島であり、海岸線は入り組んでいる。さらには台風の経路として常に高潮、波浪等災害の危険にさらされており、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。本市における海岸保全区域については、資料7-2・7-3参照のこと。

(1) 潮位観測体制の確立

高潮・波浪等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置、農作物の災害予防事前措置及び船舶等の避難措置が適切に講じられるよう、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。

(2) 防災施設の未整備地区に対する措置

防潮堤等、海岸、港湾、漁港施設の整備を促進するとともに、高潮・波浪等の注意報、警報が発表された場合は、巡回、潮位観測等の警戒体制をとる。

3 土砂災害予防対策

(1) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については、各支所及び関係機関と協力し重点的に観察指導を行う。

関係機関名	連絡先	電話番号
壱岐振興局	振興局長	47-1111
壱岐警察署	署長	47-0110
壱岐消防署	署長	45-3037
壱岐市郷ノ浦支所	支所長	48-1111
壱岐市勝本支所	支所長	42-1111
壱岐市芦辺支所	支所長	45-1111
壱岐市石田支所	支所長	44-6111
郷ノ浦郵便局	郵便局長	47-0331

(2) 所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。

また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

崩壊危険区域の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、指定区域と併せて、その周辺部についても総合的防災の見地に立ち、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定区域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制について指導する。

(4) 雨量観測体制の整備

「長崎県河川砂防情報システム」を活用し、早期に適切な措置がとれるよう雨量観測体制の整備を推進する。

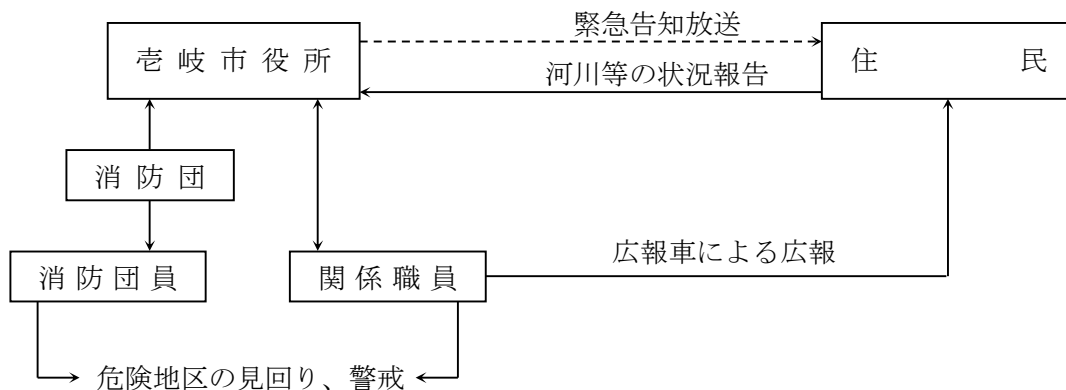
(5) 土砂災害に関する避難体制の整備

関係住民に対する避難方法、避難場所等の警戒避難体制についての整備を図る。特に危険地区内にある要配慮者関連施設に対する避難体制に配慮する。また、土砂災害警戒区域（県が指定する土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域）として指定された区域

における警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難その他必要な警戒避難体制に関する事項について、定めるものとする。

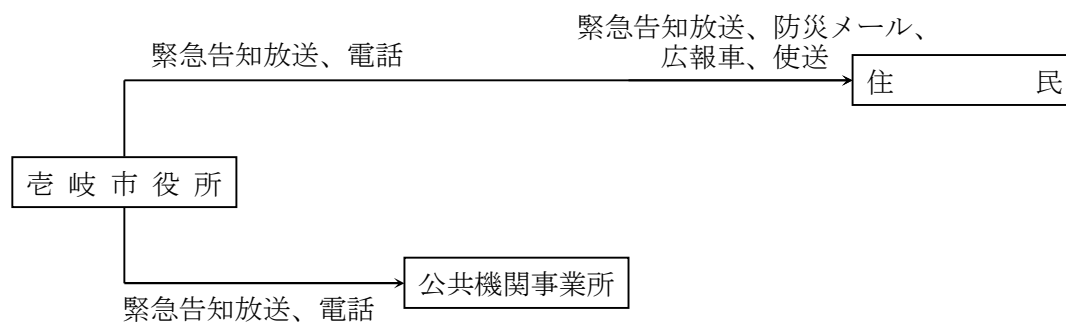
気象台が発表する予警報及び避難勧告発令時の連絡系統等は次のとおりである。

ア 警報を発表したとき（警戒体制）



イ 避難勧告を発表したとき（避難体制）

(7) 住民への連絡系統及び方法



(イ) 消防団の名称及び管轄区域

① 郷ノ浦地区

(H31.4.1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に対する人口
地区本部	郷ノ浦町全域	22 (7)	9,844	447.45
機動分団	郷ノ浦町全域	42	9,844	234.38
第1分団	武生水地区	36	4,531	125.86
第2分団	渡良地区	36	1,275	35.42
第3分団	柳田地区	23	827	35.96
第4分団	沼津地区	24	906	37.75
第5分団	志原地区	24	935	39.00
第6分団	初山地区	35	1,066	30.46

第7分団	三島地区	53 (25)	304	5.74
------	------	---------	-----	------

() 内は女性団員

② 勝本地区

(H31.4.1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に 対する人口
地区本部	勝本町全域	15	5,432	362.13
第1分団	勝本浦東部	28	893	31.89
第2分団 機 動 隊	勝本町全域	15	5,432	362.13
第3分団	勝本浦西部	22	1,090	49.55
第4分団	東、新城地区	25	855	34.20
第5分団	仲、西戸、大久保、坂本地区	34	1,071	31.50
第6分団	立石、湯ノ本、湯ノ浦、本宮南	42	951	22.64
第7分団	百合畑、布気、上場、本宮(仲、東、西)	26	572	22.00

③ 芦辺地区

(H31.4.1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に 対する人口
地区本部	芦辺町全域	4	7,143	1,785.75
第1分団	芦辺浦地区全域及び諸吉の一部 (大石、吉ヶ久保)	34	846	24.88
第2分団 機 動 隊	八幡浦地区全域及び棚江の一部 (外海外原線、真竹外海線以東)	28	903	32.25
第3分団	諸吉地区一円 (大石、緑ヶ丘、吉ヶ久保、棚江の一部を除く)	38	941	24.76
第4分団	深江地区全域	28	539	19.25
第5分団	中野郷地区全域 (緑ヶ丘を除く)	23	461	20.04
第6分団	芦辺町湯岳地区全域	21 (4)	249	11.86
第7分団	住吉地区全域	14	268	19.14
第8分団	国分地区全域	21	407	19.38
第9分団	瀬戸浦地区	26	615	23.65
第10分団	瀬戸浦地区	39	634	16.28
第11分団	箱崎地区全域	40	1,280	32.00

④ 石田地区

(H31.4.1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に対する人口
地区本部	石田町全域	12	4,218	351.50
第1分団	印通寺浦地区(君ヶ浦西、君ヶ浦東、田ノ中)	28	585	20.89
第2分団	印通寺浦地区(本町、祝町)	20	640	32.00
第3分団	石田、筒城地区全域	28	1,696	60.57
第4分団	山崎地区全域	25(10)	138	5.52
第5分団	池田地区全域	26	542	20.85
第6分団	久喜、湯岳地区全域	28	617	22.04

4 風害予防対策

強風による被害は、そのほとんどが台風によるものであり、毎年のように農林水産施設をはじめ住宅等がその被害に脅かされている。そのため市では、防災林の整備等を推進し、海岸からの飛砂、潮風、強風等による被害から人家、農地等を保護するため、防潮工・防風工・植栽工等を実施する。

5 農林水産業災害予防対策

本市の農林水産業は、絶えず風水害等による被害の危険性にさらされており、中でも台風期には農業施設を主として多額の損害を受けている。

(1) 農地、農業施設の災害の防止

ア 洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地、農業施設等を防衛するため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

イ 既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。

(3) 農業気象対策の推進

農業気象業務については、県、農業団体等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し緊急告知放送、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

(4) 病虫害防除対策

ア 農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

(5) 経営技術の確立

稲作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、防災経営技術の確立を図る。

(6) 林業対策

山林については、森林組合の協力により雪害対策、防災等の整備を図り、管理に当たる。

(7) 水産業関係

ア 水産気象対策の推進

台風等の気象情報を迅速に把握するとともに、漁業協同組合等関係団体に気象情報を伝達し、各船舶及び沿岸漁民に周知させ非常配備の体制を推進する。

イ 水産施設に対する防災対策

各漁港施設等の管理者に対し、気象情報を伝達するとともに各施設の管理体制の強化を図る。

ウ 養殖施設等に対する対策

浅海養殖施設等の撤去及び移動については、技術的には困難であるが、台風等の気象情報により漁協組合員に周知し、一部の水族、定置網等の移動をさせ、被害を最小限に防止する。

第2節 建築物等の予防対策

〔建設部・消防部・教育部〕

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

1 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

(1) 公共施設等の堅牢化・安全化

市は、庁舎、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

(2) 重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難所として利用されることが多い。このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。

なお、防災拠点施設として、特に次のとおり指定する

施設名	所在地	電話番号
壱岐市郷ノ浦庁舎	壱岐市郷ノ浦町本村触562番地	48-1111
壱岐市勝本庁舎	壱岐市勝本町西戸触182番地5	42-1111
壱岐市芦辺庁舎	壱岐市芦辺町芦辺浦562番地	45-1111
壱岐市石田庁舎	壱岐市石田町石田西触1290番地	44-6111
壱岐市消防本部・消防署	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2	45-3037
壱岐空港ターミナルビル	壱岐市石田町筒城東触1724番地	44-6177
郷ノ浦港ターミナルビル	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281-6	47-0003
芦辺港ターミナルビル	壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地23	45-3011
印通寺港ターミナルビル	壱岐市石田町印通寺浦196	44-5015

2 一般建築物の堅牢化・安全化

(1) 住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。また、各種融資制度等を活用し、促進を図る。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

イ かけ地近接等危険住宅の移転の啓発

かけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

ウ 建築物の密集地帯における防災対策

住宅等建築物の密集地帯は、火災の拡大による大火災が予想されるので、消火、避難所の整備、不燃材料の使用促進、自主防災組織の育成等、防災上の指導が必要である。

(2) 特殊建築物等の安全化

ア 特殊建築物の定期報告

旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

イ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

ウ 文化財の保全診断を定期的実施するとともに、毎年1月26日を文化財防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図る。

エ 防火対象物の状況

市内の防火対象物は、資料7-8のとおりである。

3 避難所及び要配慮者への配慮

市及び施設管理者は、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者の入所する社会福祉施設、医療施設等について、浸水経路や浸水形態を把握し、風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、一時避難が可能となるよう配慮する（2階建て以上の施設とする等）。

第3節 ライフライン施設等の予防対策

〔建設部〕

上下水道、ガス、電気、通信等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 水道施設の予防対策

- (1) 老朽化した送配水管の取り替え・付け替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 水道施設の防災対策を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (3) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともにその調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 下水道施設の予防対策

下水道は、現在整備が進められている。今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 下水道施設が排水不能となった場合であっても、その復旧が可能な下水道施設の整備を図る。
- (2) 雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

第4節 職員の配備体制

[総務部・消防部]

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間外の突発的な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、警備員等による24時間体制で対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等の備蓄等を推進する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習

熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 告知放送ほか各種機器の操作方法等

3 情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、市と防災関係機関相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市は防災関係機関と連携し、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

4 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 日ごろから情報交換を積極的に行う。

市は防災関係機関（資料1-1参照）と連携し、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市は防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

5 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。（第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」参照）

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

6 広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

第5節 情報通信連絡網の整備

〔総務部〕

大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものである。

このため、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

また、風水害による被害により市の中核機能に影響を及ぼす事態に備え、市と県、国、その他防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び連絡体制の明確化に努める。

さらに、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、告知放送、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

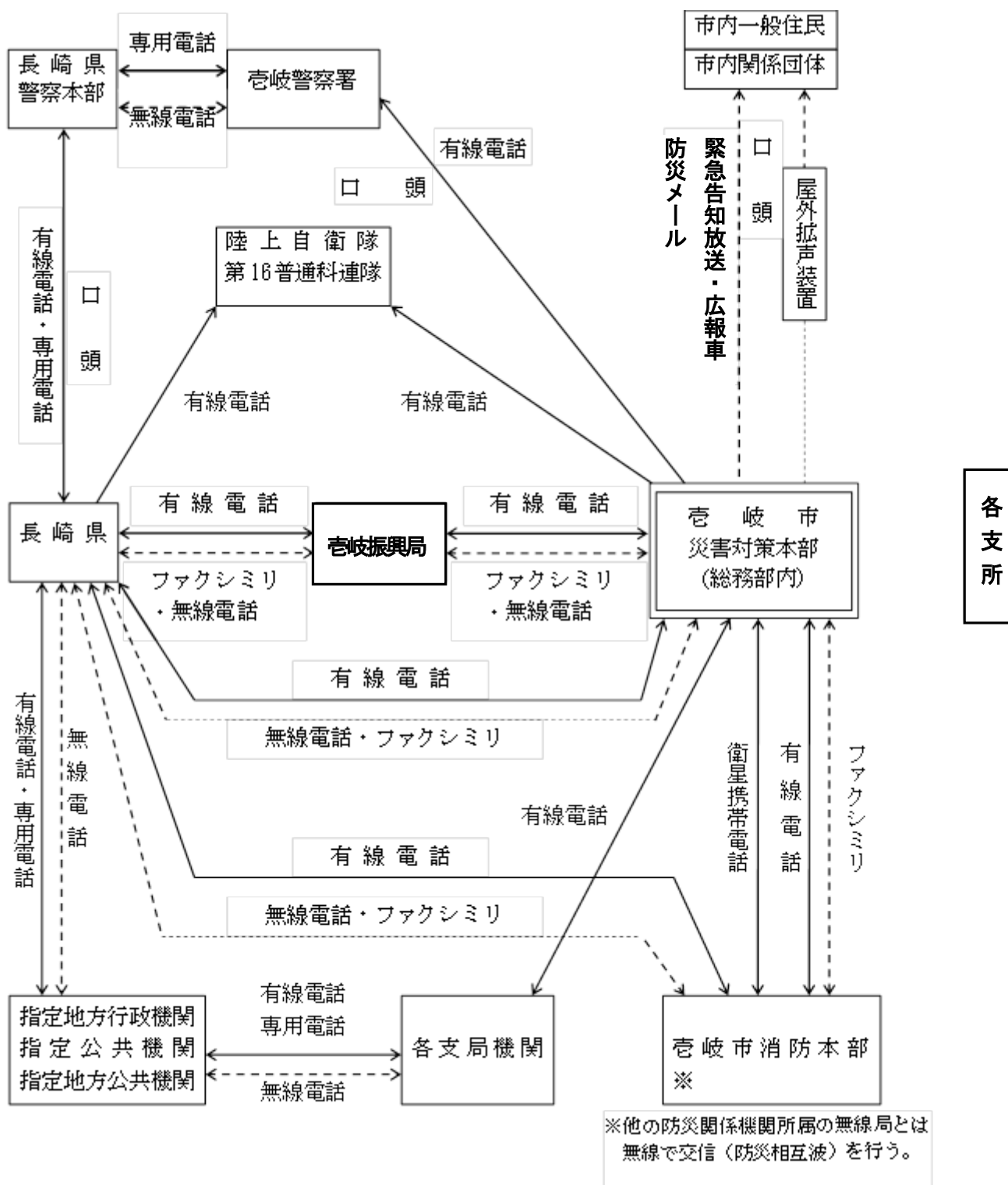
1 告知放送システムの整備拡充

- (1) 大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、告知放送システム等の整備拡充に努める。
- (2) 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 市は、避難勧告又は避難指示を行う際に、国又は県に助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく。
- (2) 市は、関係機関相互の応援のための情報共有が円滑に行えるよう、救援活動の拠点の確保及び関係機関との情報共有方法の整備に努める。

災害通信利用系統図



第6節 相互応援体制の整備

[総務部・消防部]

離島であり地理的な状況を考慮し、大規模な災害時は、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実も含めた体制を図る。

1 近隣の相互応援協定の締結等

近隣市町間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とするものである。

(1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当部局の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

2 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結各機関間との平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

3 長崎県広域消防相互応援協定

県内の消防本部が相互に応援する場合の計画を整備しておく。

4 緊急消防援助隊

大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、ただちに緊急消防援助隊の応援要請を行うこと及び受援体制についても整備しておく。

第7節 消防体制の整備

〔総務部・消防部・消防団〕

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織及び消防力の整備状況

消防組織は、壱岐市消防本部と壱岐市消防団により構成されており、その整備状況は資料1-5のとおりである。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、消防本部と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする各種防災活動において重要な役割を果たしている。近年の消防団は、団員の入団減少による定数確保に苦慮しながらも、地域防災のため訓練に励み邁進している。高齢化等の問題を抱えているが、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

市は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への入団促進

消防団への入団者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への入団を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 住民への火災予防・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する火災予防の指導消防本部・署は、一般家庭内における出火火災を防止す

るため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具及び住宅用火災警報器等の普及推進・出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所への火災予防・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

消防本部は、消防用設備等の維持管理と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における、初動体制の要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火活動が確立できるように努める。

4 消防用水利の活用、装備、資機材の整備

(1) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池、公共施設の貯水槽等の活用による消防水利の多様化を図る。

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

5 通信手段・運用体制の整備

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急業務及び消防団との無線通信網として構築するため消防・救急デジタル無線システムを整備している。

ア 消防・救急無線について

計画的に無線設備の更新整備を行うほか固定局、移動局ともに新たに増設された活動波（消防・救急）及び共通波（統制波・主運用波）により大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の運用機能の強化を図る。

イ 消防団への無線配備

島内全ての消防団車両（32分団59台）に移動局無線（携帯）及び特小型署活系移動局を配備したことにより、消防団員への指揮命令系統の一元化、安全並びに円滑な現場活動の実施、常備消防と非常備消防の通信体制の構築を図る。

その整備状況は次のとおりである。

消防通信手段の整備状況

火災報知専用電話回線	21
------------	----

種別 設置箇所	消防救急デジタル無線局				消防救急アナログ無線局	
	基地局 固定局	卓上型 移動局	車載型 移動局	携帯型 移動局	署活系 移動局	特小型署活系 移動局
壱岐市消防本部	6	8※	18	20	27	
壱岐市消防団				75		235

※消防本部4 各支所4

(2) 通信・運用体制の整備

- (ア) 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- (イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第8節 医療救護体制の整備

[保健環境部・消防部]

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 医療救護所の設置箇所（資料5-2）を定め、住民に周知を図る。
- (2) 医療救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

2 医薬品、医療資機材の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等を備蓄しておく。

3 医療体制等の整備

市は、消防本部・署、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。なお、救急医療施設については、資料5-1を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

4 災害拠点病院との連携

重篤患者など市医療救護班及び市内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている災害拠点病院（資料5-1）との連携体制を整える。

- (1) 地域災害医療センター
 - ア 被災地からの一時的な重症傷病者の受入れ
 - イ 傷病者の広域搬送
 - ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣

エ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能

(2) 基幹災害医療センター

ア 地域災害医療センターをさらに強化した機能

イ 要員の訓練、研修機能

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した緊急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。

第9節 緊急輸送活動対策

[総務部・建設部]

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

1 緊急輸送ネットワークの確保

(1) 緊急輸送ネットワーク計画の策定

市は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる輸送施設（道路・港湾・ヘリポート等）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送ネットワーク計画の策定を行うとともに、当該施設の防災対策の計画を定め整備を図る。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。また、広域農道等についても食料等の緊急輸送道路として確保できるよう整備及び管理に努める。

(3) 港湾施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資材等の輸送の機能を確保するために、耐震岸壁を整備し、発災後は海路による救援活動を積極的に行えるように整備の促進を図る。

(4) ヘリポートの指定及び整備

ア 市は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめヘリポートについて、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。（資料4-1参照）

イ ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、住民等に対する周知徹底を図るとともに、ヘリポートの整備を行う。

2 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。（資料4-2参照）

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を

受ける。

(3) 関係機関との連携

緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて(社)長崎県トラック協会等と協定を締結する。(資料4-3参照)

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、警察機関に協力して以下の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

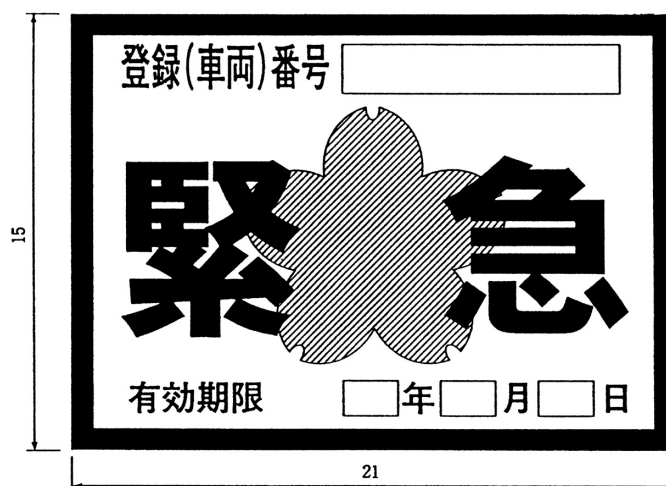
a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に標示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

第10節 避難収容対策

〔市民部・建設部〕

市は、住民の人命の安全を第一に、避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に支援者を決めておくなどの支援体制の整備に努める。

また、防災計画の中に、避難誘導やこれら対策に関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について防災計画に定めておく。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市長は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。

整備後は、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直しを行う。

また、避難を要する住民等に対し、確実な避難情報伝達手段を確保する。

なお、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

2 避難所の定義と基本的な考え方

避難所の種類、機能については、以下の区分のとおりとする。

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

区分	考え方	
指定緊急避難場所	拠点避難場所	大規模災害から避難者の生命を保護するための、比較的郊外にある必要な面積を有する公園、グラウンド、公共空地等で、各防災関係機関の救援活動拠点としても活用できる場所をいう。
	緊急避難場所	災害の発生又はおそれがある場合に危険を回避するため、避難者が緊急的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保されるよう、一定規模のスペースをもつ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等の場所をいう。
指定避難所	避難所	災害時に避難者を一時的に収容し保護する学校、公民館など既存建築物等の施設をいう。
	福祉避難所	避難生活において特別な配慮を必要とする要配慮者等を収容し保護するための市、県、老崎市社会福祉協議会が有する施設をいう。 (一般の避難所に設置する福祉避難室を含む。)
	福祉避難所	避難生活においてより特別な配慮を必要とする要配慮者等を収容し保護するための高齢者福祉施設、障害者福祉施設等をいう。
	避難路	緊急避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該緊急避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。

3 指定緊急避難場所の指定

市は、施設等の管理者の同意を得たうえで、次の基準に適合する施設又は場所を、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫の異常な現象ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

<指定緊急避難場所の指定基準>

①地震以外の異常な現象を対象とする指定基準

【管理条件】災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

【立地条件】異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

【構造条件】

指定緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

②地震を対象とする指定基準

①の管理条件に加えて、当該施設が地震に対して安全な構造であること、又は場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

なお、指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければ

ならない。

また、市は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。この場合、市は、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

4 拠点避難場所

拠点避難場所は、指定緊急避難場所の指定基準に加え、次の条件を満たすものであること。

ア 面積は概ね3ha以上であること。

イ 備蓄倉庫、夜間照明等の災害対応機能を有すること。

ウ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点としても活用できること。

5 緊急避難場所

緊急避難場所は、指定緊急避難場所の指定基準を満たす一定規模のスペースを有する公園、学校のグラウンド等の場所とする。

6 指定避難所の指定

市は、施設の管理者の同意を得た上で、次の基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

<指定避難所の指定>

【規模条件】被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

※被災者等の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入が見込まれる被災者等の数に対し、十分な面積を有すること（1人当たり概ね2㎡以上を確保する。）。

民家等は望ましくない。

【構造条件】速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

※事務所等のスペースは、被災者等の受入れに当たって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受入れの観点から望ましくない。

【立地条件】想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

【交通条件】車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

※避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。

【福祉避難所関係】

専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

市は、指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

なお、指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

また、市は、当該指定避難所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消す。この場合、市は、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

7 指定避難所の機能の強化

市は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

ア 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

イ 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

ウ テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

エ 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

オ 飲料水の給水体制の整備

カ 支援者等の駐車スペースの確保

8 避難情報に応じた避難所の開設

避難勧告等が発令されていない地域において、住民が自主的に避難する場合は、1次避難所である公民館等を用いる。

9 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知対策

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所となる施設等の周知を図り、住民の適切な避難行動に

つなげるため、指定緊急避難場所及び指定避難所に表示看板を設置する。

表示看板には、災害状況に応じた指定緊急避難場所又は指定避難所利用の適合又は不適合に関する表記・外国語表記・標高表記等を行う。

10 避難路及び誘導體制

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

また、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

- ア 避難行動要支援者の実態把握
- イ 避難路の整備及び選定
- ウ 避難所の受入環境
- エ 避難誘導責任者及び援助者の選定
- オ 外国人や旅行者等土地不案内者への避難所・避難路等の周知対策及び情報伝達体制の整備
- カ 夜間及び休日等における避難誘導體制の整備

11 避難所の管理運営

- ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- ウ 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- エ 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておく。（第2章第21節「避難所の開設・運営」及び資料6-4参照）

12 避難所の設備及び資機材の配備

避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

- ア 通信機材
- イ 放送設備
- ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）
- エ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- オ 給水用機材
- カ 救護所及び医療資機材
- キ 物資の集積所
- ク 仮設の小屋又はテント
- ケ 防疫用資機材

- コ 工具類
- サ 仮設のシャワー又はフロ
- シ 冷・暖房器具
- ス クッション材等
- セ 仮設のトイレ

13 避難生活上必要となる基本的事項

(1) 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報を、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報提供システムを整備する。

(2) 高齢者、障害者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等、避難所生活について十分配慮する。

このため、避難所において、保健師等による巡回健康相談を実施できるよう体制を整備し、要配慮者に配慮した福祉避難所の設置など、多様な避難所の確保に努める。

14 避難に関する広報

指定避難場所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難施設、避難路等を記載した地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、告知放送システム等の整備を推進する。

15 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅に関し、公有地等建設可能な用地の把握に努め、災害が起きたときは状況に応じて対応する。(資料6-3参照)

第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

[市民部・建設部]

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、防災資機材等の整備を推進する。

1 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、市は、緊急に必要な物資の備蓄場所を確保し、計画的に備蓄しておく。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。
- (3) 住民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。
 - ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
 - イ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

2 飲料水等の確保

- (1) あらかじめ、非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくとともに、飲料水の確保を行う。
- (2) 非常災害時における応急給水対策は、医療機関や社会福祉施設・避難行動要支援者関連施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。
- (3) 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について以下のことを啓発・指導する。
 - ア 住民における貯水
 - (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
 - (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。
 - イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

- (ウ) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。
- (5) 取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保をはかるために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。
- (6) 日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、県及び他市町村と相互応援体制の整備に努める。

3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 市は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 市は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

4 防疫対策

- (1) 防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。
- (2) 防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

5 し尿処理対策

- (1) 必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。
- (2) 日ごろから、し尿処理施設の安全性の確保及びし尿収集車等の点検整備に努める。

防災行動力の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、避難行動要支援者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

なお、訓練にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第12節 防災訓練の実施

[総務部・消防部]

災害発生時に、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、県、関係機関及び住民等と連携を図りながら、図上又は現地において計画的継続的に防災訓練を実施する。

1 訓練の実施及び参加

- (1) 市長は、法令及び防災計画の定めるところにより、実施地域を指定し、県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、市及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。

2 訓練の種類及び内容の整備

突発的災害の発生に備え、庁内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実動、図上訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(1) 総合防災訓練

市は、2年に1回、総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、かつ実践的な訓練内容となるよう努める。

- ア 非常無線通信訓練
- イ 消防団の水防工法訓練
- ウ 日赤奉仕団の炊き出し訓練

- エ 避難訓練
- オ 救出訓練
- カ 救護訓練
- キ その他

(2) 水防訓練

水防訓練は、次により、訓練実施要領を定め実施する。

ア 訓練項目

- (ア) 観測訓練（水位、雨量等）
- (イ) 通報訓練（電話、無線伝達）
- (ウ) 避難訓練（危険区域居住者の避難）
- (エ) その他必要な訓練

イ 訓練実施時期

訓練の実施は、おおむね年1回とし、降雨期前を目途とし、予備日の指定を考慮する。

ウ 訓練実施場所

訓練の実施は、訓練効果の著しい場所で行う。

(3) 消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等を含む。）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主とし、建物火災防御、林野火災防御等を年1回時期を選定して実施する。

(4) 避難訓練

ア 水防訓練及び消防訓練等を併せた訓練とし、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練を実施する。

イ 市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施する。

ウ 教育委員会及び小中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。

エ 市は、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設、病院、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

(5) 通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう平常時通信から災害通信への迅速かつ確かな切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

(6) 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

3 訓練の方法の検討

市は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又は合同で最も効果的な方法で行う。

4 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第13節 防災知識の普及

〔総務部・教育部・市民部・消防部〕

所属職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、住民に対しても「自らの身は自らで守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

住民は、食糧、飲料水等の備蓄など、平時より災害に対して心がけるとともに、発災時には、自らの命を守る行動がとれるようにしておくことが重要である。

なお、防災知識の普及にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

1 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 壱岐市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度市所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部（所、局）等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。

(2) 中学校の生徒を対象に、応急救護の実践的スキル修得の指導を行う。

3 住民に対する防災知識の普及

市は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、毎年防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中（8月30日～9月5日）には広く住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 彦根市地域防災計画の概要
- (イ) 気象災害に関する一般的知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急救護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (ケ) 気象警報発表時や避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令時にとるべき行動
- (コ) 緊急避難場所や避難所での行動

イ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 映画、DVDの利用
- (ウ) 広報車緊急告知放送の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、女性団体、PTA、芸術文化・スポーツ振興団体、ボランティア活動団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 企業への啓発

市は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らも

防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

4 要配慮者への対応

防災知識等の普及に当たっては、外国人、高齢者、障害者等要配慮者に対して、次の項目について実施に努める。

- (1) 外国語パンフレット等の作成・配布
- (2) 障害者、高齢者の災害常備品等の点検
- (3) 介護者の役割の確認
- (4) 避難訓練等への積極的な参加の呼びかけ

5 インターネットを活用した情報の収集と防災知識の普及

高度情報化時代に伴い、雨量情報等を早期に把握し、適切な措置がとれるよう情報通信システムを活用する。

長崎県が整備した「河川砂防情報システム」を住民に広く普及させ、雨量情報をはじめ、台風の進路、雲の動き等の気象情報の収集、また防災上の知識等の普及のため、活用の推進を図る。

第14節 自主防災組織等の育成

[総務部・消防部]

大規模災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、消防団、地域住民、事業所等の災害時における迅速かつ確かな行動が重要である。このため、市は、地域住民（自治会・公民館）、事業所等による自主防災組織等の育成・指導に努める。

1 消防団の活動

消防団は、消防本部・署と並んで地域社会における消防防災の中核として、防災活動において重要な役割を持っている。その活動として、平常時においては、それぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。

2 自主防災組織の育成・指導

(1) 自治会等を中心とする自主防災組織の育成を推進する。

ア 全市的に設置を推進するが、特に「木造家屋の集中している地区」「消防活動が困難な地区」等被災危険の高い地区に重点をおいて設置の促進を図る。

イ 既存の行政区を単位とし、コミュニティ組織の一環としての自主防災組織の設置を図るとともに、民間自衛消防組織と一体となった活動ができる体制づくりを促進する。

(2) 県と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会、防災訓練等を開催し、地域における自主防災活動の推進及び防災資機材の使用方法等について指導を行う。また、自主防災組織育成助成事業の活用を図る。

3 自主防災組織の活動

市及び消防本部は、自主防災組織と協力し、「自らの地域は皆で守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動が実施できるよう指導する。

(1) 平常時

ア 防災に関する知識の普及

イ 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解

ウ 家庭内の防災に関する話し合い

エ 各地域における避難地、避難路の確認

オ 石油ストーブ、ガス器具等の耐震自動消火等火災予防措置の実施

カ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止

キ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策

ク 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄

ケ 最寄りの医療救護施設の確認

コ 防災訓練への参加

(2) 災害発生時

ア 災害情報の正確な把握

イ 飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備

ウ 火災予防措置及び初期消火の実施

エ 負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護

オ 初期の救出、救助

カ 災害時要援護者への配慮

キ 適切な避難

ク 給食・救援物資の配布及び市が実施する給水・救護物資配布活動への協力

ケ 自力による生活手段の確保

4 事業所等の自主防災活動

市及び消防本部は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

(1) 防災訓練

(2) 従業員等の防災教育

(3) 情報の収集・伝達体制の確立

(4) 火災その他災害予防対策

(5) 避難対策の確立

(6) 応急救護

(7) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

第15節 避難行動要支援者の安全確保

〔市民部〕

【趣旨】

避難行動要支援者は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくり等整備する必要があり、本節において、その基本的な指針と方策を示し、災害に強いまちづくりの基盤整備を図る。

【対策】

高齢者、障害者等の避難行動要支援者は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

市は、平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備する。

(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者施設の把握

市は、高齢者、障害者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の風水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称と所在地を把握する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

① 市は、本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努める。

② 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

③ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要

件に該当する者とする。

(a) 要介護認定を受けている者
(b) 身体障害者手帳（肢体（下肢・体幹）1～3級、視覚（視力）・聴覚1～3級）を所持する身体障害者
(c) 療育手帳Aを所持する知的障害者
(d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
(e) 難病患者・発達障害者などで特に避難支援が必要と認められる者
(f) 病気やケガなどで特に避難支援が必要と認められる者
(g) 上記以外の者で市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者
(h) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望し市が認めた者

④ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (a) 氏名
- (b) 生年月日
- (c) 性別
- (d) 住所又は居所
- (e) 電話番号その他の連絡先
- (f) 避難支援等を必要とする事由
- (g) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

⑤ 市は**避難行動要支援者名簿**を作成するにあたり、市の関係部局で把握している**避難行動要支援者**に該当する者の情報を集約するように努める。

その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の関係機関に対して、情報提供を求めることとする。

⑥ 市は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

⑦ 市は、避難行動要支援者名簿について、適正な情報管理を行う。

⑧ 市は、災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管する。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

① 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。

ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

② 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。

この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

③ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

(a) 県警察
(b) 民生委員法に定める壱岐市の民生委員・児童委員
(c) 消防
(d) 壱岐市自治会協議会の自治会
(e) 壱岐市社会福祉協議会
(f) 壱岐市消防団
(g) 壱岐市自主防災組織認定要綱に基づき市が認定した自主防災組織
(h) 壱岐市内の地域包括支援センター

④ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報 の適正な管理に関する確認書を市に提出すること
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること
- ・ 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること

(4) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。

また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

(5) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(6) 情報伝達体制の確立

市は、要配慮者及び要配慮者施設へ、電話、ファクシミリ、防災行政無線等を活用して災害情報を伝達する体制を整備するとともに、要配慮者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図る。また、避難行動要支援者宅及び避難行動要支援者施設への告知放送システムと連動した防災ラジオの整備を図る。

なお、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの構築に努める。

(7) 避難行動要支援者の全体計画等の策定

市及び消防機関等は、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に避難行動要支援者の個別計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(8) 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難により、被害が最小限となるよう、講習会の開催、パンフレット・広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

また、市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障害者の居宅状況に接することができる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図る。

(2) 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全確保に万全を期す。

ア 防災点検及び防災資材の配備

施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

(3) 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ市内を始めとした同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を市に連絡する。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

(5) 市、県の支援

市及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進する。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。なお、市は、保育所、児童館について、他の施設等からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう相互応援体制の整備・充実に努めるとともに、施設の特性に応じた大規模災害時における被災者支援に努める。

3 土砂災害危険区域等における避難誘導対策

土砂災害危険区域等における避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員等福祉関係者との連携強化に努め、地域住民、自主防災組織、警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

このため、土砂災害ハザードマップを整備する際に、高齢者などの要配慮者にも判りやすい情報提供に努めるとともに、視覚障害、聴覚障害など障害のある人々に対して的確な情報伝達方法を検討し、避難誘導対策の徹底を図る。なお、避難行動要支援者の実態把握にあたっては、プライバシーに充分配慮するとともに、地域における避難行動要支援者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

4 避難所の要配慮者対策

公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受け入れが可能となるよう、その体制の整備を進めておく。

5 外国人対策

(1) 災害発生時に、言語が不自由な外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布することにより、避難場所・避難路等の周知に努める。

イ 避難場所までの案内板等に外国語を併記するように努める。

ウ 地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努める。

(2) 日本赤十字本社を通して、外国から照会のある在日外国人の安否調査について、関係各機関との連絡や、外国語通訳ボランティアの協力を得て所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答する。

6 観光客・旅行者等対策

市・県・防災関係者及び観光施設等の管理者は、観光地を抱える市の特性を考慮し、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

(1) 市は、避難所等の表示板が、観光客・旅行者にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。

(2) 旅館・ホテル・民宿等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるものとする。

(3) 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

7 防災教育・訓練の充実

(1) 個々の避難行動要支援者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(2) 避難行動要支援者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者や、近隣の地域住民、ボランティア組織、自治会等地域組織の育成に努める。

第16節 ボランティアの受入れ

〔市民部〕

大規模災害発生時において、自発的に応援活動を行うボランティアの存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになるため、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

1 ボランティアの役割の周知

ボランティアは、自らの意思により、無償でさまざまな活動を行うものであり、市としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、市の被災状況などの情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、応急活動等がすべての人たちの協力により円滑に行われるよう努める。

ボランティアに期待される主な役割は、次のとおりである。

(1) 生活支援に関する業務

- ア 避難所での支援
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資等の仕分け、輸送
- エ 高齢者、障害者等の介護補助
- オ 清掃活動
- カ その他被災地での軽作業

(2) 専門的な知識を要する業務

- ア 救護所等での医療、看護
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 外国人のための通訳
- エ 被災者へのメンタルヘルスケア
- オ 高齢者、障害者等への介護
- カ アマチュア無線等を活用した情報通信手段
- キ 公共土木施設の調査等
- ク その他専門的な技術、知識が必要な業務

2 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 市は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

- (2) 「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成9年3月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動のため、次のような整備を推進する。
- ア 災害時のボランティアの窓口となるセクション（ボランティアセンター）の整備
 - イ ボランティア団体間のネットワークの確立
 - ウ コーディネーターの養成
 - エ 医療・看護等専門分野のボランティアの登録等
- (3) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、市社会福祉協議会は県と協力して次のような支援を行っていく。
- ア 災害ボランティアに関する受け付けやコーディネート
 - イ 情報の収集・提供
 - ウ ボランティア活動支援資金の募金
 - エ 行政機関との連絡調整 等

第17節 災害復旧・復興への備え

[総務部・市民部]

1 各種データの整備保全

市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

2 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進める。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていく。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第1節 応急活動体制の確立

[全部署]

市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 防災組織体制の確立

(1) 災害警戒本部の設置

風水害等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりとその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から防災機関の立ち上がりが遅れがちになる場合がある。特にこのことは、休日、夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、市長は、災害、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、部長等による災害警戒本部を本庁、支所に設置し、初動体制に万全を期するものである。

ア 災害警戒本部の構成

災害警戒本部（本庁）の構成は、次のとおりである。

- (ア) 本部長 総務部長
- (イ) 副本部長 企画振興部長、農林水産部長、建設部長、市民部長、保健環境部長
- (ウ) 本部要員 総務部、企画振興部、農林水産部、建設部、市民部、保健環境部、教育委員会
の職員

災害警戒本部（支所）の構成は次のとおりとする。

- (ア) 支所本部長 支所長
- (イ) 支所副本部長 支所長補佐
- (ウ) 支所本部要員 市民生活班及び支所配置指示職員

イ 災害警戒本部の警戒体制

- (ア) 本部要員は、別途定めた職員とし、指示した場所において警戒任務に当たる（支所も同様とする。）。
- (イ) 本部長は、災害警戒本部を設置した時は、各部長等へ連絡し、本部要員に速やかに警戒勤務に服するよう指示するものとする。
- (ウ) 災害警戒本部の設置及び廃止の基準
 気象警報等が発表され、市内に災害が発生するおそれがある場合。この他に市長が必要と認めたとときに設置する。
- (エ) 災害警戒本部の解散は、気象警報等が解除され、災害の危険性が解消されたと認めたととき、本部長が解散する。

ウ 災害対策本部への切り替え

災害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたとときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替える。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、災害対策基本法第23条第1項及び壱岐市災害対策本部条例等（資料1-4参照）の規定により、次のいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めたうえ、必要と認めたとときには、災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進することができる。

ア 設置及び廃止基準

- (ア) 設置基準
 - a 災害が発生し、又は、災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とする場合
 - b 前記 a ほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合
- (イ) 廃止基準
 - a 災害の発生するおそれが解消したと認めたと場合

b 災害対策活動が完了した場合

イ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 部	庁内電話等	総務部長
各 支 部	緊急告知放送又は電話	総務部長
市 民	緊急告知放送	総務部長
県 本 部(県)	県防災行政無線又はF A X	総務部長
地方本部(振興局)	県防災行政無線又はF A X	総務部長

ウ 設置場所

災害対策本部は、災害の程度により本部室を本部長の指定する場所に置く。また、事務の円滑な処理を図るため対策本部に支部を置く。

(3) 現地対策本部の設置

市長は災害対策本部の設置後、災害現場において臨機応変の対応が必要と認めるときは、現地対策本部を設置する。

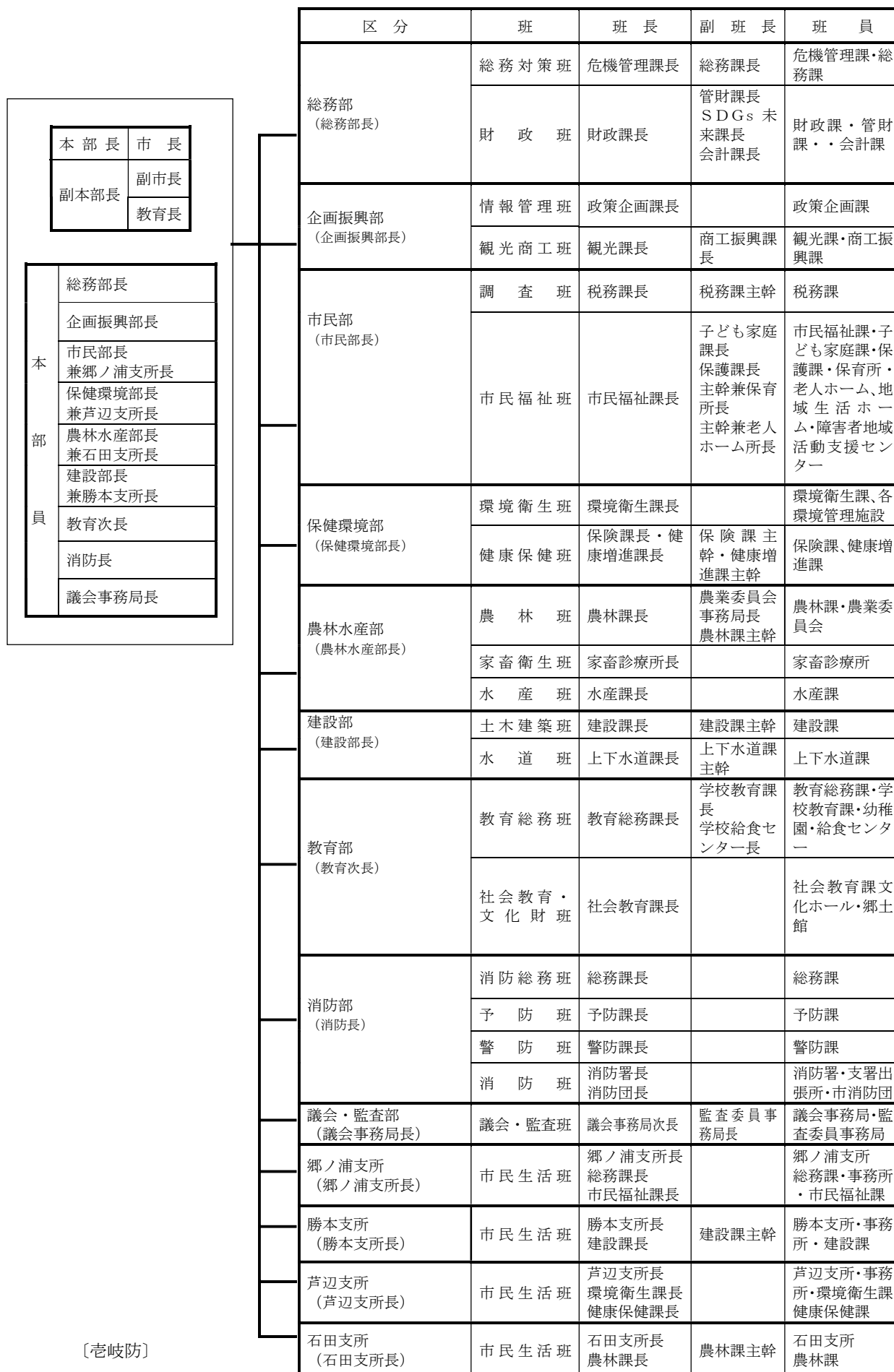
ア 市長は、災害対策本部会議のメンバーの中から現地対策本部長を指名する。

イ 市長は、現地対策本部員として、市災害対策本部の中から必要人員を派遣する。

ウ 設置及び廃止基準は災害対策本部の例に準ずる。

(4) 災害対策本部の組織

吉岐市災害対策本部組織図



(5) 災害対策本部各部の所掌事務

対策部等	班(課等)名	掌 握 事 務
総務 総務部長	総務対策班 危機管理課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営に関する事。 ・原子力災害合同対策協議会に関する事。 ・災害状況の把握及び伝達に関する事。 ・国県に対する報告及び連絡調整に関する事。 ・災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 ・自衛隊等の災害派遣要請に関する事。 ・告知放送システムの運用及びその他の通信の確保に関する事。 ・災害時における職員等の動員、派遣及び応援に関する事。 ・報道機関との連絡調整、被害状況の発表に関する事。 ・災害関係の広報に関する事。 ・緊急輸送に関する事。 ・交通機関との連絡調整に関する事。 ・災害時における交通安全に関する事。 ・臨時ヘリポートの設置に関する事。 ・災害記録、写真に関する事。
	財政班 財政課 管財課 SDGs未来課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・庁舎の応急対策に関する事。
企画振興 企画振興部長	情報管理班 政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事
	観光商工班 観光課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害調査及び応急対策に関する事。 ・観光客の安全に関する事。 ・必要物資等の確保あっせんに関する事。 ・商工業者の災害金融に関する事。
市民 市民部長	調査班 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営支援に関する事。 ・住家の被害認定調査
	市民福祉班 市民福祉課 子ども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・災害救助法に関する事。 ・罹災証明書等の交付に関する事・義援金の交付、保管及び配布に関する事。 ・安否確認に関する事。 ・避難所の設置、避難者の収容に関する事。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関する事。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関する事。 ・保育所入園児の安全対策に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害援助物資の受入れ、供給に関すること。 ・ボランティアの受入れに関すること。 ・生活福祉資金に関すること。
保健環境 保健環境部 長	環境衛生班 環境衛生課 グリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・緊急時モニタリングに関すること。
	健康保健班 保険課 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・保健環境・病院部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・医療施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・医療救護班の編成に関すること。 ・医療救護所の設置に関すること。 ・医薬品、衛生材料の調達に関すること。 ・食品衛生に関すること。 ・被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関すること。 ・日本赤十字社との連絡に関すること。 ・応急医療救護に関すること。 ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。
農林水産 農林水産部 長	農林班 農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農林関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・農協等の関係機関との連絡調整に関すること。 ・農作物被害の収集及び災害対策に関すること。 ・農林災害金融に関すること。 ・肥料、土壌改良資材、倍土の使用・生産・流通自粛要請等に関すること。 ・農林畜産物の出荷制限に関すること。 ・農作物、飼料作物の作付制限に関すること。 ・家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関すること。 ・家畜飼料の移動及び給与制限に関すること。 ・家畜の避難に関すること。 ・家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関すること。
	家畜衛生班 家畜診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の被害状況調査に関すること。
	水産班 水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・水産関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・漁協等関係機関との連絡調整に関すること。 ・水産物の出荷制限に関すること。 ・漁業災害金融に関すること。
建設 建設部長	土木班・建築班 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・応急対策資材の確保に関すること。 ・交通途絶時の迂回路の確保に関すること。 ・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の設計及び工事監理に関すること。 ・災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 ・応急危険度判定の実施に関すること。
	水道班 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水、生活用水の供給に関すること。 ・水源の取水停止に関すること。 ・飲料水の摂取制限に関すること。
教育 教育次長	教育総務班 教育総務課 学校教育課 学校給食センター 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・学校関係施設の災害時応急利用に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・園児、児童、生徒の避難及び措置に関すること。 ・り災した園児、児童、生徒の保健指導及びメンタルヘルスに関すること。 ・学校給食に関すること。 ・学用品及び教科書の調達に関すること。
	社会教育・文化財班 社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設、体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・生涯学習施設、体育施設の災害時応急利用に関すること。 ・避難所の運営支援に関すること。 ・文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。
消防 消防長	消防総務班 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・緊急消防援助隊の要請に関すること。 ・通信の確保に関すること。 ・緊急物資、資機材、燃料等の調達に関すること。
	予防班 予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集及び広報活動に関すること。 ・気象予警報の受理伝達に関すること。 ・危険物施設等の応急対策及び安全対策に関すること。
	警防班 警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な対策の推進及び連絡調整に関すること。 ・非常招集に関すること。 ・機械器具等の整備配置に関すること。 ・火災等の原因調査に関すること。 ・火災にかかる事故等の報告に関すること。 ・り災証明に関すること。
	消防班 消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する警戒及び防御に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 ・避難、誘導又は被災者の救助に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・交通情報に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。
議会・監査 議会事務局 長	議会・監査班 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会・監査部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・対策本部との連絡調整に関すること。 ・市議会議員との連絡調整及び状況報告に関すること。

(6) 支所対策部の所掌事務 (○班長)

対策部等	班名	所 掌 事 務
支所 各支所長	市民生活班	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・対策本部の指令の伝達に関すること。 ・対策本部との連絡調整に関すること。 ・職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・消防団との連絡調整に関すること。 ・避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 ・被災者の支援に関すること。 ・住民の相談に関すること。 ・被災世帯の確認に関すること。 ・住民の安否確認に関すること。 ・管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること。

2 動員計画

(1) 配備体制

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため非常配備体制をとる。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備体制をとる。

イ 各部長は、所掌事務に基づき配備計画を定めて、これを部内に徹底しておく。

ウ 非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は次のとおりとし、配備体制の決定は、市長が行う。ただし、市長不在時の場合は副市長がこれを代行する。

非常配備に関する基準

配備区分	配 備 時 期	配備内容	配 備 人 員
災害警戒本部	災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測	災害への警戒、市民への啓発活動体制	防災関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

	されるとき		
災害対策本部 (第1次配備)	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集体制	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員
災害対策本部 (第2次配備)	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する応急対策を実施する体制	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員
災害対策本部 (第3次配備)	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備が必要とする場合で本部長が必要と認めるとき	市の全機能をあげて防災活動を実施する体制	全職員
特別配備	被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する体制	本部長が必要と認める人員

(注意) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

(2) 動員計画

ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

イ 自主参集

(7) 本部要員に指名された職員の自主参集

本部要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

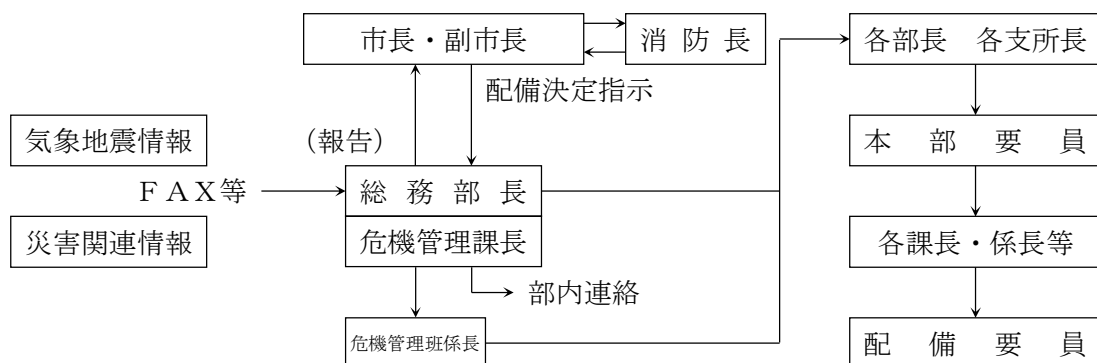
(4) その他の職員の参集

- a その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。なお、職員の居住地により登庁不可能な職員の発生を考慮した分掌事務を計画しておく。
- b 交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集に当たる。
- c 職員の住居付近において、著しい被害が発生した際は、職員はその地域における応急活動に従事し、その応急措置終了後に登庁する。

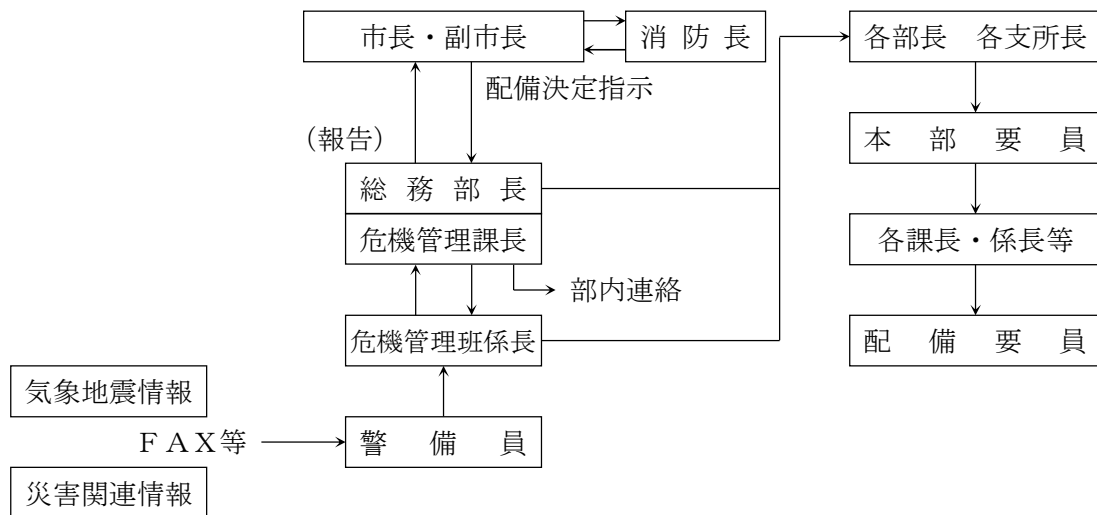
(3) 動員系統

配備要員の動員は、次の系統により行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



災害対策本部編成及び配備計画・配置人員

災害対策本部編成及び配備計画・配置人員については、(2) 動員計画に基づき別途作成するものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

[総務部・消防部]

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替え機能を確保する。

市は、伝達を受けた警報等を告知放送等により、住民等への伝達に努める。
 なお、市は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

1 通信施設の確保

告知放送システム、屋外拡声装置など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

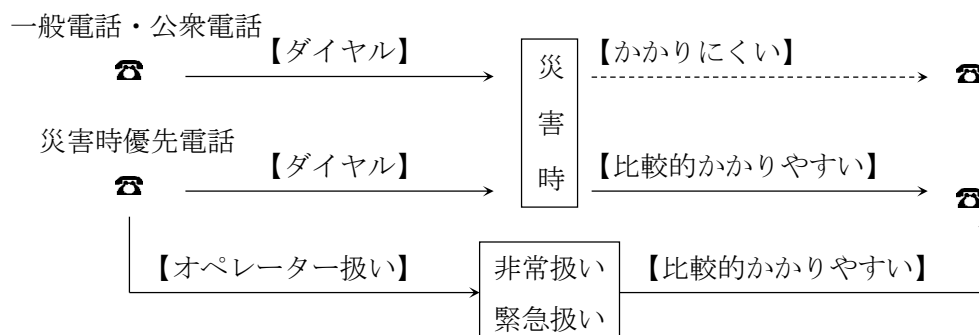
また、避難所との通信手段として、有線電話のほかに防災行政無線などの確保を図るとともに、防災関係機関及び他市町との通信手段の確保に努める。

2 災害時の通信手段の確保・運用

災害時の市の通信連絡手段としては、携帯電話等を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

(1) 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的かかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。



※『災害時優先電話』からかけた場合、「通常どおりダイヤル」しても「オペレーター扱い」としても、一般通話よりも「優先的にかかる」ことには変わらないものである。

(2) 非常無線通信の利用

被災等により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、携帯電話等のほか次に掲げる無線通信施設の利用を図る。

ア 無線通信局一覧

通信依頼先	所在地	電話番号	連絡責任者
壱岐市消防本部	芦辺町中野郷西触411-2	45-3037	総務部長
壱岐警察署	郷ノ浦町本村触551	47-0110	
九州電力(株)壱岐営業所	芦辺町芦辺浦596-3	45-0301	

イ タクシー無線

事業所名	所在地	電話番号	連絡責任者
壱岐交通タクシー	郷ノ浦町郷ノ浦18	47-1155	総務部長

ウ アマチュア無線

携帯電話等、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

(3) 非常（無線）通信の利用方法

ア 非常通信の内容

- (ア) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの
- (イ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、すべて災害に関係して緊急措置を要する内容のもの

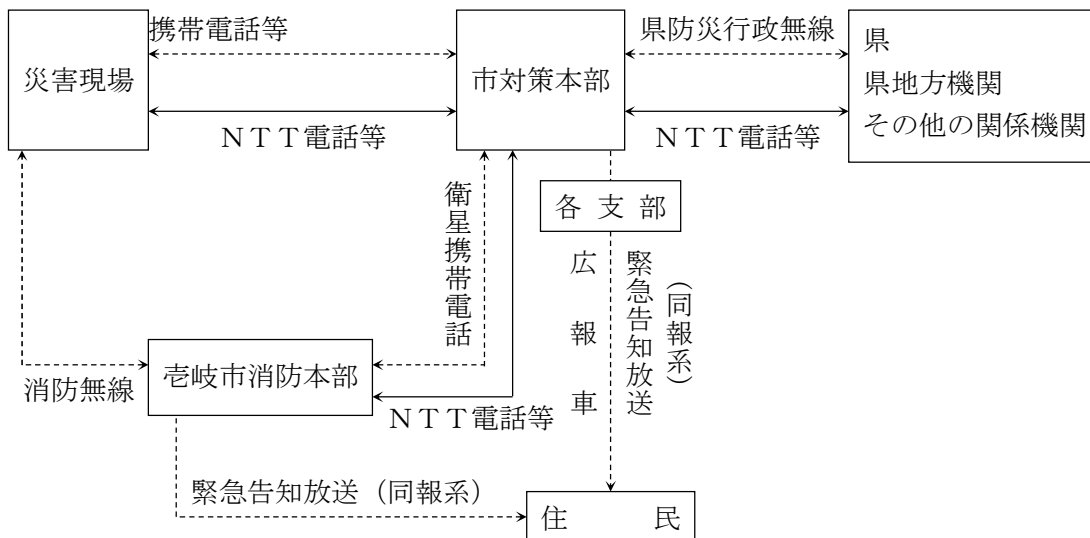
イ 非常通信の依頼手続

無線局に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

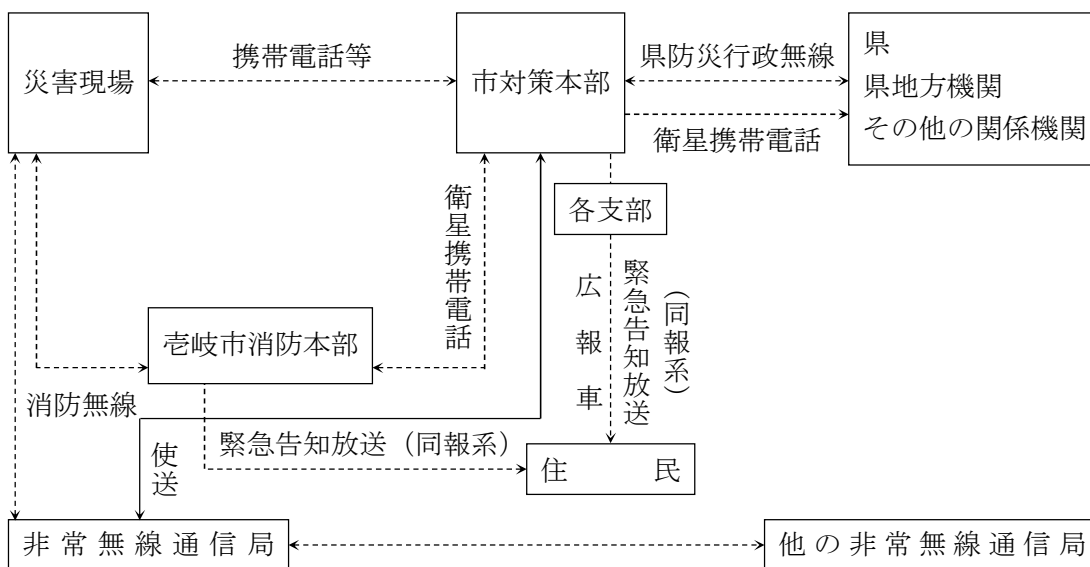
- (ア) あて先の住所、氏名、電話番号
- (イ) 連絡内容（200字以内）

連絡系統図

※ 通常の災害（N T T電話等が使用できる場合）



※ 大規模災害（N T T電話等が使用できない場合）



3 緊急放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 市の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

市において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第3節 災害救助法の適用及び運用

〔市民部〕

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1 被害状況の把握

(1) 市長は、次のア～エの災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに壱岐振興局に報告する。

ア 災害救助法による救助が必要と思われる災害

イ 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

ウ 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した災害

エ ア～ウ以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

(2) 市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

(3) 市長は、被害の認定を基準により行う。(基準は本章第10節参照)

2 災害救助法適用の判定

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は、次項の手続きを行う。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表(1)に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(2) 県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表(2)に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(3) 県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、当該市町村の区域内で多数の世帯の住家が滅失したこと。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

別表(1)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上～ 15,000人未満	40
15,000人以上～ 30,000人未満	50
30,000人以上～ 50,000人未満	60
50,000人以上～100,000人未満	80
100,000人以上～300,000人未満	100
300,000人以上～	150

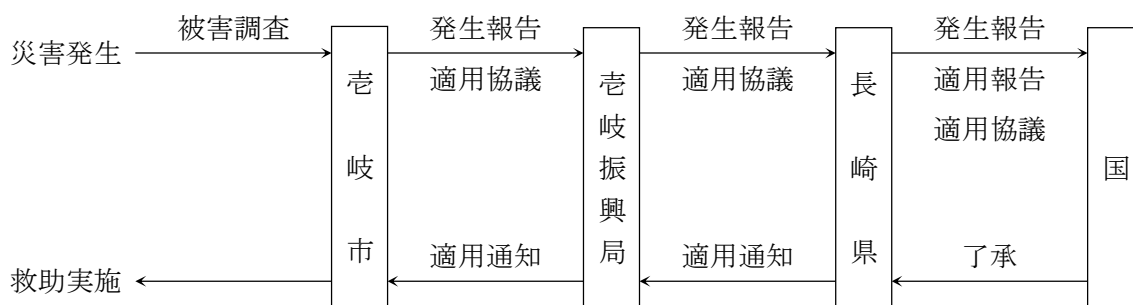
別表(2)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上～ 15,000人未満	20
15,000人以上～ 30,000人未満	25
30,000人以上～ 50,000人未満	30
50,000人以上～100,000人未満	40
100,000人以上～300,000人未満	50
300,000人以上～	75

3 適用の手続き

災害に際し、市における被害が前記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



4 救助の実施

(1) 救助の役割分担

市長は、県から委任された職権に基づき次の救助を行う。

ア 収容施設の供与（応急仮設住宅の設置を除く。）

- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（購入を除く。）
- エ 災害にかかった者の救出
- オ 学用品の給与（購入を除く。）

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は、次のとおりである。

災 害 救 助 基 準

(平成31年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
		○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,140 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800		12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 ... 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 ... 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術費 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当りの限度額 584,000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	<ol style="list-style-type: none"> 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400 円 中学生生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円 	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<ol style="list-style-type: none"> 1 体当たり 大人 (12 歳以上) 211,300 円以内 内小人 (12 歳未満) 168,900 円以内 	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<p>(洗浄、消毒等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 体当たり 3,400 円以内 <p>一時費保 存</p> <p>既存建物借上 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内</p> <p>検案 救護班以外は慣行料金</p>	災害発生の日から 10 日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第4節 広域応援体制

〔総務部・消防部〕

大規模災害等災害時においては、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

1 近隣の相互応援活動

(1) 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

(2) 応援の要請等

本編第1章第6節「相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援を行う。

ア 災害が発生した場合、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により長崎県及び関係機関・団体に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。なお、後日速やかに次の事項を明らかにした文書を県に提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を要する場所

(ウ) 応援を必要とする期間、人員、資機材等

(エ) 応援を必要とする経路

(オ) 応援又は応急措置事項その他参考となるべき事項

イ 応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

2 消防の応援

市は被災地以外の近隣市町村に対し、長崎県広域消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援を要請する。要請を受けた市町村は迅速かつ円滑な措置をとる。

(1) 出動区分

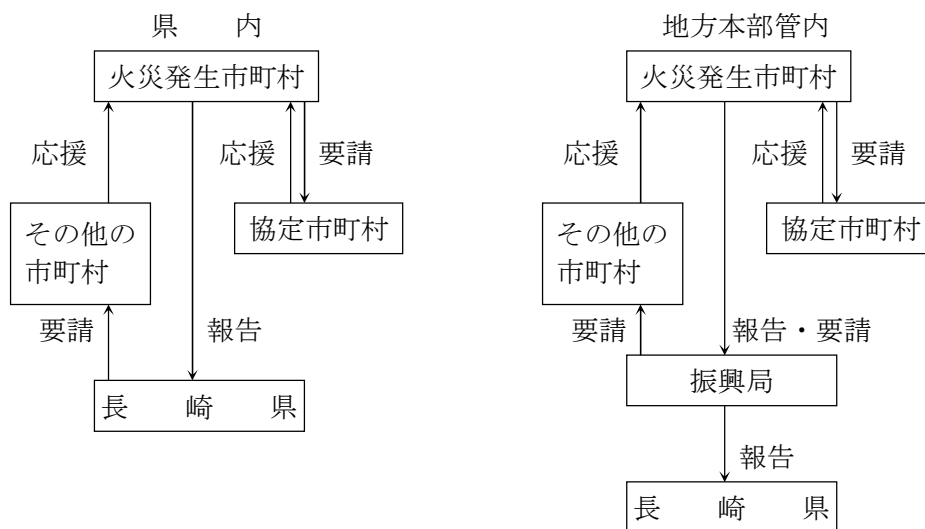
区 分	内 容	摘 要
第一次出動	① 火災が発生した地域を管轄する消防機関が出動 ② 火災が発生した市町村との応援協定に基づき、火災等を認知又は覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生市の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町村との応援協定に基づき、特に応援を	火災発生市町村

	必要とする場合において ① 受援市町村からの要請 ② 支援市町村からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	の計画に基づく 出動
第三次出動	火災が発生した市町村の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町村の消防機関の出動 ① 受援市町村からの要請	支援市町村の計画と県の調整に基づく出動

(2) 応援要請の手続要領

ア 応援要請の手順は次の系統図により行う。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。



イ 市が他の市町村に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

- (ア) 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- (イ) 火災の状況
- (ウ) 気象関係
- (エ) 今後の判断
- (オ) 応援消防力及び必要機材
- (カ) その他の必要事項

なお、報告要領については電話、FAX等適宜な方法により実施する。

(3) 応援消防力

他市町村に対する応援可能な消防力の規模については、市町村現有消防力のおおむね3分の1以内とする。

(4) 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

(5) 隣接県との相互応援協定

佐賀縣市町村と長崎縣市町村間との相互応援協定は、「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定」（昭和41年2月25日締結）により、相互に受・支援する。

(6) 相互応援協定

九州・山口9県において大規模な災害が発生した場合は、九州・山口9県災害時相互応援協定により相互間の応援を行う。（資料2-1参照）

(7) 船舶火災協定

船舶火災については、壱岐海上保安署と壱岐市消防本部と消火に関する協定が結ばれている。（資料2-2参照）

3 県への報告及び応援

(1) 市に応援対象災害が発生したときは、応援要請後、直ちに壱岐振興局を経由して県に災害の状況等を通報し、応援等に関して、必要な指導及び調整を求める。

(2) 知事は、大規模災害時において、協定市町の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できないと判断したときは、壱岐振興局に対して必要な指示を行うとともに、協定市町以外の市町村及び他県（資料2-1参照）に応援を要請する。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

〔総務部〕

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 災害派遣要請の手続き

(1) 要請による派遣

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事等に対して災害派遣要請を依頼する。

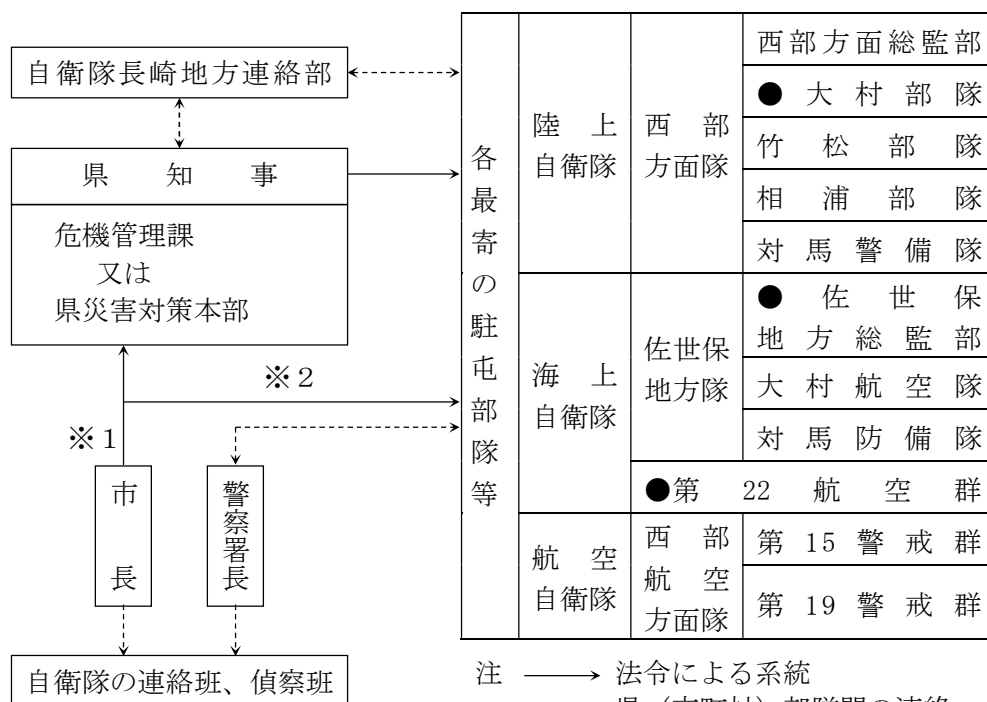
なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができるものとし、この場合、市長は速やかに知事等にその旨を通知する。

(2) 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

(3) 要請の手続き

ア 出動要請の系統



イ 要請（連絡）先

要 請 (連絡)先	指定部隊 等の長	所 在 地 (電話番号)	担 任 地 域 等
陸上自衛隊第 16普通科連隊 (大村駐屯地)	大村駐屯 地司令	大村市西乾馬場町416 (0957-52-2131)	長崎県（対馬除く）全般

ウ 要請

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請（依頼）書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。（様式集参照）

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する人員、船舶、航空機その他の概数

(エ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(オ) その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

2 自衛隊との連絡調整

(1) 災害発生又は、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班が派遣され、情報収集並びに連絡調整に当たることとなっており、市は情報の収集等に協力する。

ア 県本部（県庁内）

イ 県北振興局（佐世保）

ウ 諫早市役所、大村市役所等

(2) 本市は離島のため、災害発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊長崎地方連絡部より、また、離島に対策本部等設置の場合必要に応じ航空自衛隊西部航空方面隊（離島駐とん部隊を含む）より、それぞれ連絡幕僚が派遣され連絡調整に当たることとなっている。

(3) 知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

(4) 海自航空隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整に当たることとなっている。

3 派遣部隊の活動

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災

害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の救出・救助及び捜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、一部市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

4 派遣部隊の受入体制の整備

災害派遣が決定・実行された場合、市長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 連絡調整員の指定

市長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

要請者側が準備し提供する主な資機材

	品名	摘要
器具類	1 ベルトコンベヤー	掘土・搬土
	2 一輪車	小路の運搬作業用
	3 手釣類	土のう等の取扱い用
	4 フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5 その他土工機械器具	
設備類	1 夜間照明設備	夜間作業のため
	2 給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資器材類	1 ゴム手袋	遺体収容用
	2 蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3 鎚等	
	4 吠・荒縄等	水防築堤等
	5 木杭	水防築堤等
	6 標準材料	
	7 消毒剤	防疫用
	8 その他災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

(3) 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様である。

(4) 臨時ヘリポートの設定

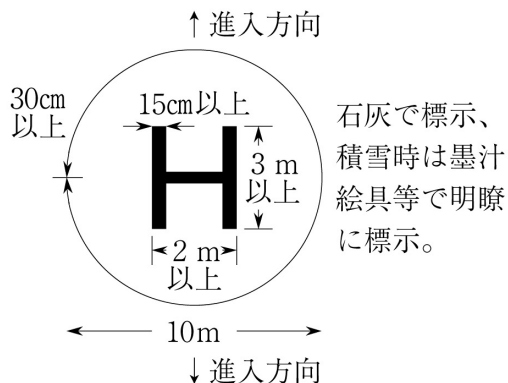
ア 基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

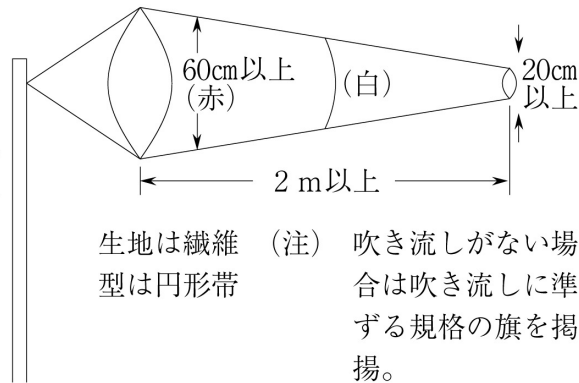
ウ 危険予防の処置

(7) 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

a 記号の基準



b 吹き流しの基準



(イ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

(5) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

(6) 本市のヘリポート (資料4-1参照)

5 派遣部隊の撤収要請

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。

(2) 撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請 (提出) する。(様式集参照)

(3) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として市が負担し、細部については、その都度市長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

(1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料

(2) 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

(4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費

(5) 無作為による損害の補償

(6) その他協議により決定したもの

第6節 県防災ヘリコプターの出動要請

[総務部・消防部]

機動性に優れた県防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

1 活動範囲の把握

災害時には、県防災のヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 住民に対する避難勧告等の広報活動
- (8) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 活動拠点の確保

- (1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。

ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポートを早急に確保する。

イ ヘリポートは、あらかじめ定めてあるヘリポートの中から必要と思われる地区において、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。

- (2) ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

3 緊急運航の要請

- (1) 緊急運航の要請は、県危機管理課に行う。
- (2) 要請は、ファクシミリ及び口頭により行い、事後速やかに文書にて提出するものとする。

(様式集参照)

- (3) 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書により、速やかに運航責任者に報告するものとする。(様式集参照)

第7節 労働力の確保

〔総務部〕

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

1 労働力の確保

(1) 災害応急対策を実施する際に不足する労務は、青年団、赤十字奉仕団、婦人会等民間団体の協力を求め、又は労務者の雇用を行い、確保を図る。

(2) 奉仕団の編成及び活動

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、青年団、赤十字奉仕団、婦人会等民間団体の協力を得て編成する。

イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

(ア) 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること。

(イ) 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。

(ウ) 救援物資支給の奉仕に関すること。

(エ) 清掃及び防疫の奉仕に関すること。

(オ) その他災害応急措置の応援に関すること。

(3) 労働者の雇用

ア 労働者の雇用の範囲

(ア) 被災者の避難

(イ) 医療救護における移送

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 救済用物資の整理、輸送及び配分

(カ) 遺体の搜索及び処理（埋葬を除く。）

イ 労働者の雇用は、原則として対馬公共職業安定所壱岐出張所を通じて行う。

地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に対し、奉仕団の派遣あつせんを依頼する。

ウ 労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

(ア) 労働者の雇用を要する目的

(イ) 作業内容

(ウ) 所要人員

- (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域
- (カ) 輸送、宿泊等の方法

エ 労働者の宿泊場所は、災害状況により必要に応じて市内宿泊施設等を充てる。

オ 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、市の定める標準賃金とする。

2 関係機関への応援要請

(1) 指定行政機関又は指定地方行政機関への応援要請

市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員のあっせん要請

市長は、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣のあっせんに求める理由
- イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

3 従事命令等による応急措置

市長は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

(1) 知事の従事命令等

ア 従事命令

応急措置を実施するため、従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- (カ) 鉄道事業者及びその従事者

- (キ) 自動車運送業者及びその従事者
- (ク) 船舶運送業者及びその従事者
- (ケ) 港湾運送業者及びその従事者

イ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

ウ 保管命令等

救助のための管理、使用、収容できるもの、また保管することができるものは次のとおりである。

- (ア) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- (イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事はその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 他機関からの応援依頼

市長は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合は、これに協力する。

5 労働力の配分

- (1) 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務部長に労働供給の要請を行う。
- (2) 総務部長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第8節 ボランティアとの連携

〔市民部・総務部〕

大規模な災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、災害時に迅速な受け入れができるよう受入れ・調整体制を整備するとともに、平常時から各種ボランティア団体と緊密な関係を維持しておく。また、災害時に中心的な役割を果たすボランティアリーダーの育成にも努める。

1 ボランティアの受入体制の確立

災害発生後、被害の様態、被災地の状況等に対応した適切なボランティアの配置、安全確保、有効な活動ができるように、速やかにボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付を開始する。

(1) 一般ボランティアの受付

一般ボランティアの受入機関は、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会とし、相互に連絡を取り合い、ボランティアの調整を行う。

ボランティア活動に必要な、次の項目についての情報の収集伝達は、担当する各部が行い、これらの情報を市民部がとりまとめ、総務部と協議の上、総務部からボランティアセンターに、活動に必要な情報を提供する。

ア	避難所の運営	市民部
イ	炊き出し、食料等の配布	市民部
ウ	救援物資等の仕分け、輸送	市民部
エ	高齢者、障害者等の介護補助	市民部
オ	清掃活動	保健環境部
カ	その他被災地での軽作業	各部

(2) 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティアに関する申し込みについては、関係する各部で対応する。

ア	医療救護所などでの医療、看護	保健環境部
イ	被災建築物の応急危険度判定	建設部
ウ	砂防関係施設診断	建設部
エ	外国人のための通訳	企画振興部
オ	被災者へのメンタルヘルスケア	保健環境部
カ	高齢者、障害者などへの介護	市民部
キ	アマチュア無線などによる情報通信事務	総務部

ク その他専門的知識が必要な業務……………各部

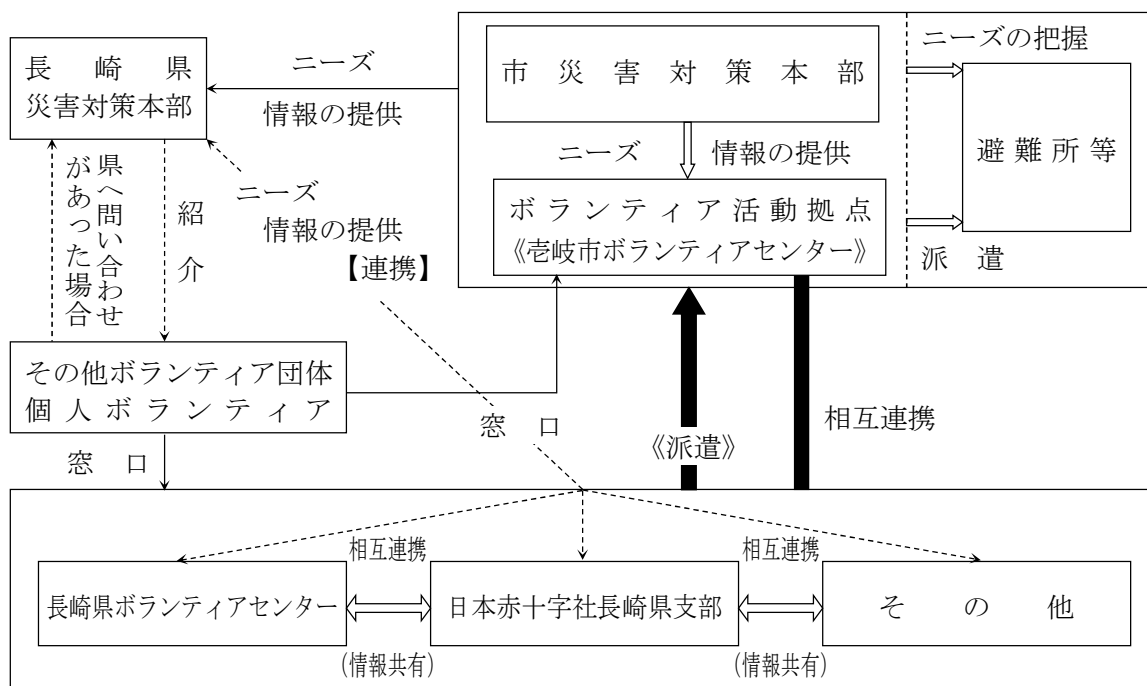
2 ボランティアニーズの把握

市総務部は、市民生活部と連絡をとり、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズなどの情報を収集し、壱岐市ボランティアセンターに連絡するとともに、県災害対策本部へ情報を提供する。

3 ボランティア活動の円滑化

災害時に、円滑な応急対策が図れるよう、市はボランティア関係団体と密接に連絡をとり、支援に努める。また、必要に応じてボランティアに対し、活動拠点及び必要な資機材を提供する。

ボランティア活動支援計画イメージ図



災害発生直前の応急対策

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第9節 気象予警報等の収集・伝達

[総務部・消防部]

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

1 気象予警報等の周知

(1) 予警報等の概要

この計画において、注意報、警報、情報の概要は次のとおりである。

ア 概要

- (ア) 注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
- (イ) 警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
- (ウ) 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
- (エ) 情報 情報とは、気象業務法に基づいて、気象官署が、気象等の予報に関係のある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。

イ 予報区

予報区は次表のとおりである。なお、伝達系統図は別図参照のこと。

一次細分	二次細分	区	域
北部	平戸・松浦地区	平戸市、松浦市	

	佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久町を除く)、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
南 部	島原半島	島原市、雲仙市、南島原市
	諫早・大村地区	諫早市、大村市
	長崎地区	長崎市、長与町、時津町
	西彼杵半島	西海市(江島、平島を除く)
壱岐・対馬	壱岐	壱岐市
	上対馬	対馬市(峰町、上県町、上対馬町)
	下対馬	対馬市(厳原町、美津島町、豊玉町)
五 島	上五島	佐世保市(宇久町に限る)、西海市(江島、平島に限る)、小値賀町、新上五島町
	下五島	五島市

(2) 壱岐・対馬の警報・注意報の発表基準

警 報

種 類	発 表 基 準
暴 風	平均風速20m/s以上
暴 風 雪	平均風速20m/s以上、雪を伴う
波 浪	有義波高6m以上
高 潮	潮位M・S・L上1.6m以上 ※M・S・L：平均潮位
大 雨 (浸水害) (土砂災害)	1時間雨量70mm以上
	土壌雨量指数122以上
洪 水	1時間雨量70mm以上
大 雪	12時間降雪の深さ15cm以上
※地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。

注意報

種 類	発 表 基 準
強 風	平均風速12m/s以上
風 雪	平均風速12m/s以上、雪を伴う
波 浪	有義波高2.5m以上
高 潮	潮位M・S・L上1.5m以上 ※M・S・L：平均潮位

大	雨	1時間雨量40mm以上
洪	水	1時間雨量40mm以上
大	雪	12時間降雪の深さ3cm以上
乾	燥	最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	雷	落雷等により被害が予想される場合
濃	霧	視程 陸上100m以下 海上500m以下
	霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下
低	温	冬期（最低気温） -4℃以下
		夏期（平均気温） 日平均気温が平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される時
※	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって、被害が予想される場合
※	浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合

(注)

- ア 発表の基準の欄に記載した数値は、宍岐・対馬における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定する。
- イ 警報・注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報・注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- ウ 種類の欄に※をつけた警報・注意報は、表題を出さないで他の警報・注意報に含めて発表を行う。
- エ 警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。
- (い つ) 注意警戒すべき期間…具体的に示す
- (どこで) 注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域
- (何が) 注意警戒すべき気象現象等…量的な予想値の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。
- オ 有義波高とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高を平均したものの。

(3) 府県気象情報

府県気象情報には対象とする現象に関する警報・注意報が未発表時において予告的に発表するものと、警報・注意報発表時において補完的に発表するものがある。

その他、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測又は解析した場合（1時間雨量110mm以上）には「記録的短時間大雨情報」を発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

長崎県と長崎地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。

(5) 長崎県潮位情報

副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。

※1 副振動：湾などで観測される周期が数分から数十分程度の海面の昇降現象

※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、長崎県単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から1時間である。

(7) 地震・津波に関する警報等

長崎海洋気象台は、気象庁が発表する津波警報、津波注意報、津波予報等を県内関係機関に伝達する。

なお、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）は、日本放送協会に伝達されるとともに各報機関、携帯電話会社の協力により広く周知される。

(8) 火災警報

市長が、知事の通報に基づき、火災の予防上危険であると認めるときに発するものである。

なお、壱岐・対馬における火災気象通報の基準は次のとおりである。

- ・気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。
- ※乾燥注意報及び強風注意報の基準に達した場合、火災気象通報となる。
- ・発表単位は市町毎とする。
- ・通報に関しては下記のとおりとする。

〈定時〉

- ・毎朝5時頃に「気象概況通報」（24時間先まで）を通報
- ・火災気象通報の通報基準に該当又は該当する恐れがある場合は、見出しの冒頭に「火災気象通報」を明示

〈臨時〉※当面の間

- ・定時での通報後に状況が変化し、内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表があった場合、その発表をもって火災気象通報とする。

(9) 異常現象を発見した者の措置

ア 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、情報連絡系統図によって関係機関に通報する。

イ 市長が気象庁に通報義務を持つ事項

(7) 対象になる現象名

- a 気象に関する事項
著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等
- b 地象に関する事項
地震関係
群発地震
- c 水象に関する事項
異常潮位
異常波浪

(イ) 発生場所

(ウ) 発見した日時分

(エ) その他参考となる情報

(オ) 通報手段

市から気象官署に対する通報は、公衆電話又は電信による。

ただし、イの(ア)のa及びbについては、文書によってもよい。

(カ) 通報に要する経費

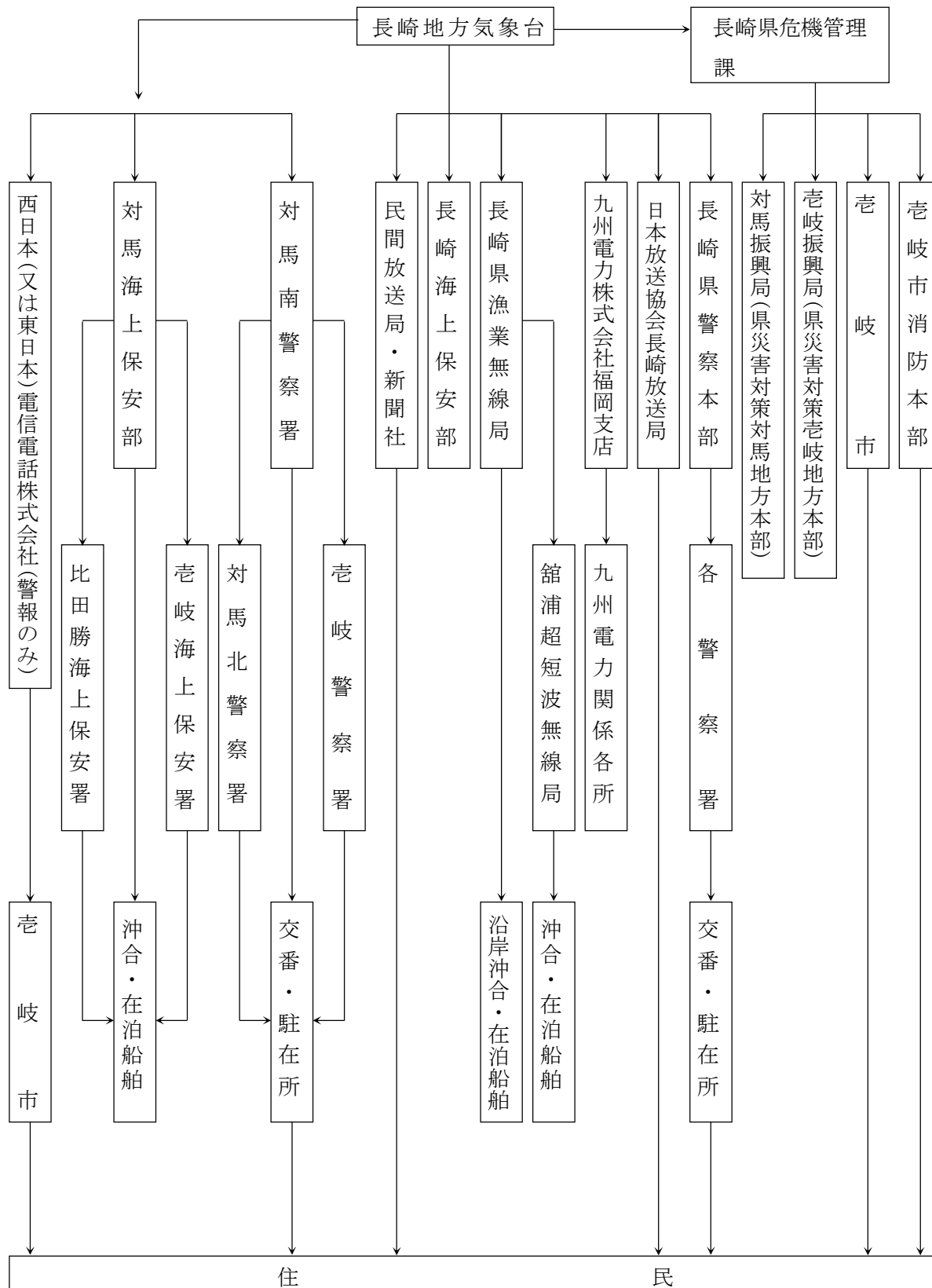
発信市の負担とする。

(キ) 気象官署への通報は、長崎地方気象台とする。

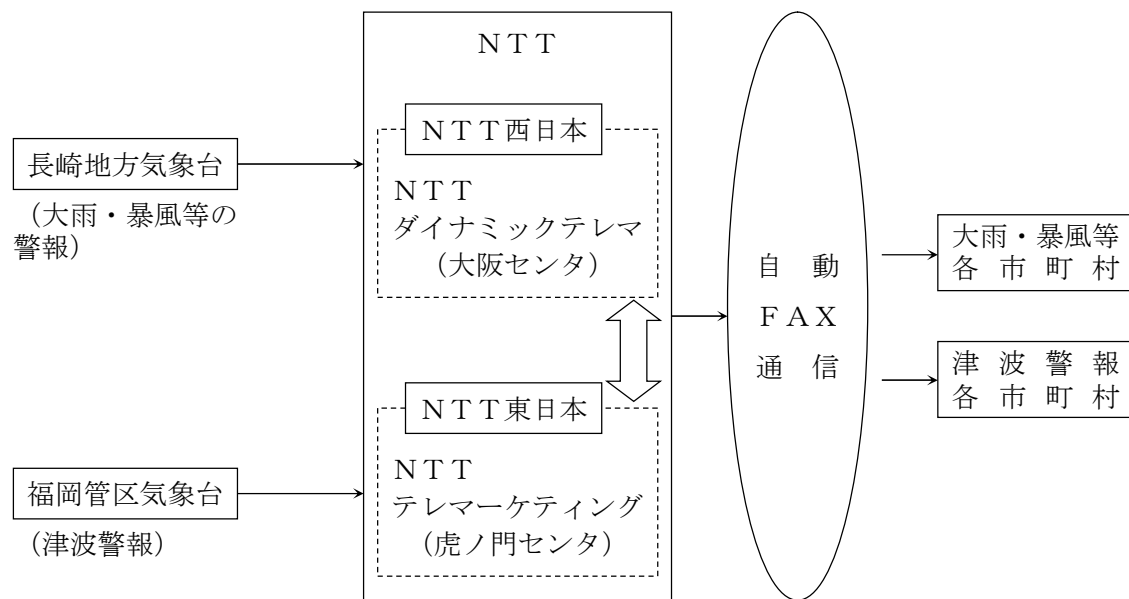
2 気象予警報等の伝達

気象予警報等の情報を受理した場合は、次の伝達系統図により迅速に住民及び関係機関に伝達する。

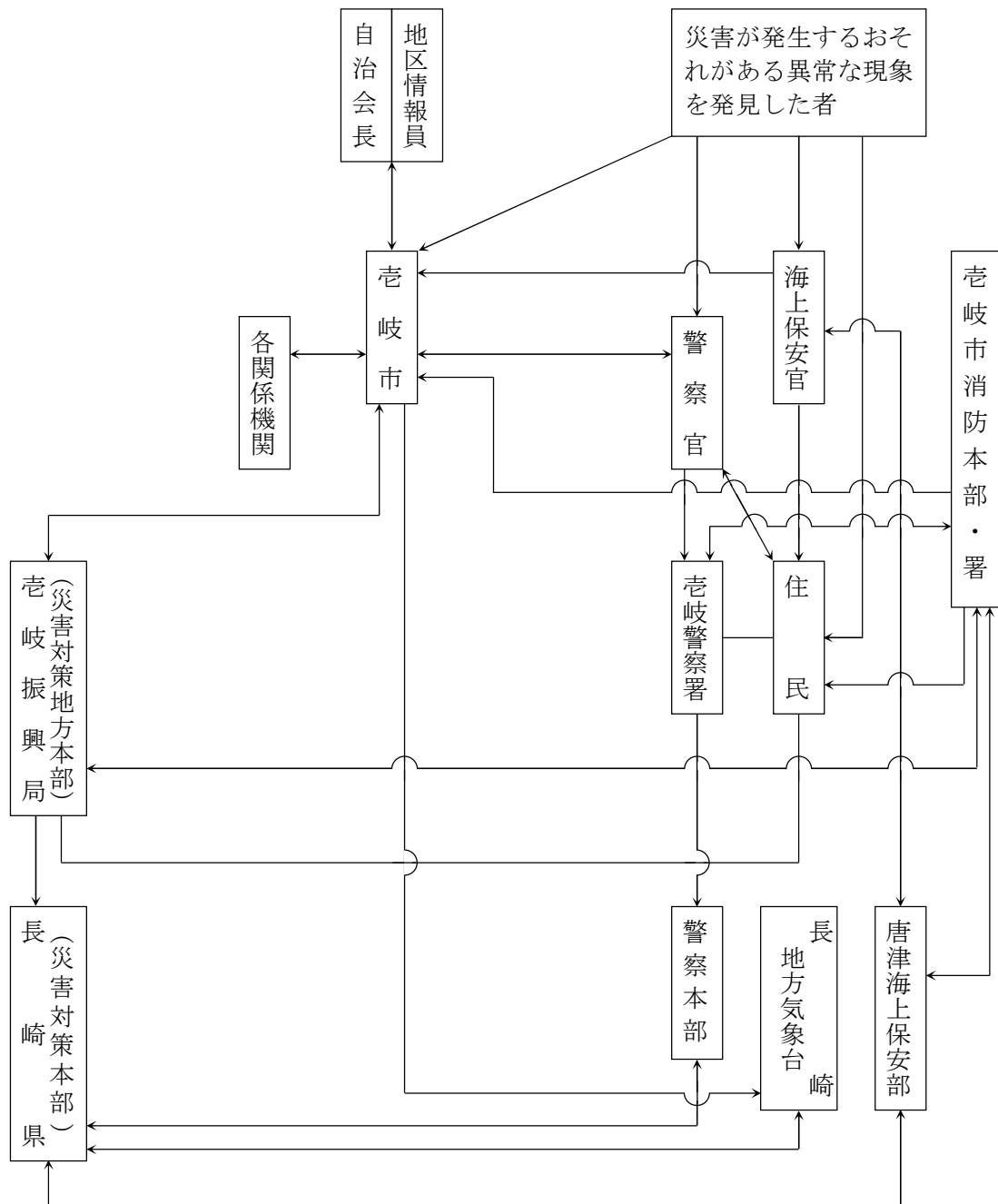
(1) 長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統



(2) NTT西日本が発表する大雨・暴風等の警報及び津波警報伝達系統図



(3) 情報連絡系統図



災害発生直後の応急対策

第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達

[全部署]

本計画は、市（災害対策本部）が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、県及び関係機関に通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置き、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

1 災害情報の収集

(1) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- エ 交通規制等道路交通状況
- オ 観光客等の状況
- カ 自衛隊活動状況
- キ 避難状況
- ク 避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況
- ケ 避難所の設置状況
- コ 避難生活の状況
- サ 災害応急対策実施状況
- シ 緊急輸送実施状況
- ス 生活必需物資の在庫及び供給状況
- セ 物資の価格、役務の対価動向
- ソ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- タ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- チ 復旧見込み等

(2) 情報収集手段

ア 市は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を24時間体制で確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

イ 市は、携帯電話等、消防無線及び自主防災組織及び郵便局職員の協力を得るなど、情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

ウ 大規模な災害が発生し甚大な被害が予想される場合は、県防災ヘリコプターに対し、次の事項を重点としながら、速やかな偵察活動を要請する。

- (ア) 災害発生場所、延焼の状況
- (イ) 建築物の被害状況
- (ウ) 住民の動向
- (エ) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (オ) 公共機関及び施設の被害状況

2 被害状況の調査

(1) 被害調査体制

市における被害状況の調査は、次のとおり各部において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
一般被害及び応急対策状況の総括	総務部長	
人的、住家等の被害	市民部長	各地区情報調査連絡員
農林水産業関係被害	農林水産部長	農協、農業共済、漁協
観光・商工業関係被害	企画振興部長	商工会
社会福祉関係被害	市民部長	各施設の長
衛生、保健、病院	保健環境部長	各施設の長
道路、橋梁、土木、上下水道関係被害	建設部長	各地区情報調査連絡員
文教、文化財関係被害	教育次長	各施設の長
火災	消防長	

(2) 調査要領

彦根市災害対策本部設置要綱等の定めるところによる。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当部ごとに速やかに撮影し、被害写真は総務部に提出する。

3 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

報告すべき災害は、おおむね次のとおりである。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの。
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は、次の表のとおりである。

種 別	様 式	摘 要
災害概況即報	様式集参照	災害（人的被害又は住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	様式集参照	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	様式集参照	他の法令又は通達等に基づき、市町村長が知事に対して行うものである。

なお、被害報告先の防災関係機関一覧については、資料1-1参照のこと。

(3) 被害報告等の要領

- ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別に被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。
- イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者
住家被害		「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に共する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

被害区分		認定基準
そ の	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没、冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法第3条に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は漁港の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
他	がけ崩れ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50m ³ を超えるとされるものは報告するものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分		認定基準
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	その他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

第11節 広報体制の確立

〔総務部・消防部〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

1 広報担当の確認

市が行う災害広報に関する担当は、次のとおりである。

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
住民担当	総務部長	政策企画課長	広報車、緊急告知放送、有線電話、口頭、文書、テレビ、ラジオ
報道機関担当		総務課長	
防災関係機関担当			有線電話、無線電話、庁内放送、庁内電話
庁内担当			
防災情報担当	消防長	消防署長	緊急告知放送、広報車

2 災害広報の連絡調整

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 市の実施する広報は、すべての広報総括者（総務部長）に連絡する。

3 広報事項の決定

市は各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

(1) 災害発生直後

- ア 市災害対策本部設置に関する事項
- イ 安否情報
- ウ 被害区域及び被害状況に関する情報
- エ 避難（勧告・場所等）に関する情報
- オ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- カ 防疫に関する情報
- キ 余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨については、時間雨量のほか、累積雨量についても広報する。）
- ク ライフラインの被害状況に関する情報

- ケ 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- コ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- サ 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- シ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ス 出火防止等地震発生時などの注意の呼びかけ

(2) 生活再開時期

- ア 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- イ 民心安定のための情報
- ウ 相談窓口の設置に関する情報
- エ ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理に関する情報
- オ ボランティアの受入れ情報

(3) 復興期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

4 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

5 広報の実施

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

- (1) 緊急告知放送による広報
- (2) 屋外拡声装置による広報
- (3) 広報車による広報
- (4) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- (5) 広報紙による広報
- (6) チラシ、パンフレットによる広報
- (7) 避難所への広報班の派遣
- (8) 自主防災組織を通じたの連絡
- (9) インターネットなど

なお、障害者や高齢者などの災害時要援護者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

6 広聴活動（相談窓口の設置）

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部及び各支部に設置する。なお、相談の内容に応じて、壱岐市行政組織の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときには、前項の広報実施方法により、住民等へ周知する。

7 報道機関への発表

- (1) 災害対策基本法第57条に基づく、「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ・ラジオなどの報道機関へ広報を依頼する。
- (2) 報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

8 住民への的確な情報の伝達

- (1) 市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (2) 市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (3) 市は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるとともに、告知放送、掲示板、広報誌、広報車等による情報の伝達のほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。
- (4) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第12節 水防活動

〔総務部・建設部・消防部〕

市域には重要水防区域として二級河川が14箇所、準用河川が1箇所あり海岸保全区域が25箇所、重要水防箇所も水門6箇所、老朽ため池40箇所、土石流危険渓流も51箇所存在する。風水害時は、河川の増水、高潮等また、地震による津波のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、市及び消防本部は、消防署員・消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化するなど、水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

1 監視・警戒活動

洪水・大雨のおそれのある注意報が発表されたときは、その管轄する水防区域において、ダム、河川等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

2 通報・連絡

市は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(1) 水防信号

消防団等の招集及び住民への避難等を知らせる水防信号は、次による。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

備 考

- ア 第1信号は氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- イ 第2信号は消防団及び消防機関の出動を知らせる。
- ウ 第3信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
- エ 第4信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
- オ 警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
- カ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(2) 資機材の確保と補充

水防管理者（市長）は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。また、機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

なお、市は、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、重要水防区域の延長に応じた、資器材の備蓄に努める。

種 類	単位	数量	種 類	単位	数量	種 類	単位	数量
ビニロン袋又は吠	枚	850	スコップ	丁	20	ペンチ	丁	5
杉丸太 長 4.5m 経 9 cm	本	50	掛 矢	丁	6	鋤	丁	3
杉丸太 長 3.6m 経 9 cm	本	50	唐 鋏	丁	5	ホ ゲ	個	20
杉丸太 長 1.8m 経 7.5cm	本	100	両ツルハシ	丁	5	照 明 具		
筵	枚	160	斧	丁	3	ト ラ ッ ク		
縄	巻	40	鎌	丁	6	オ ー ト バ イ		
鉄 線 (8 番) (10 番)	キロ	各20	片手ハンマー	丁	10	リヤカー		

3 水防活動の実施

損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

4 応援による水防活動の実施

(1) 市は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を本章第4節「広域応援体制」及び第5節「自衛隊の災害派遣要請」により行う。

(2) 市は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第6節「県防災ヘリコプターの出動要請」により要請する。

第13節 土砂災害等の防止対策

〔建設部・総務部・消防部〕

風水害時は、斜面崩壊等のため、土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、市は、消防団等の出動により警戒体制をとり、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、土砂災害防止対策を実施する。

1 土砂災害防止体制の確立

市は、長崎地方気象台からの気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

- (1) 市は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等におけるがけ崩れ、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。
- (2) 地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

市は、日ごろから過去の災害事例等を基に、どの程度の雨量があれば崩壊及び土石流の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、市の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断ができるよう努める。

雨量計設置箇所

番号	設置場所	種別	所在地
1	長崎県壱岐振興局	自記	郷ノ浦町本村触
2	壱岐市郷ノ浦支所	自記	郷ノ浦町本村触
3	壱岐市勝本支所	自記	勝本町西戸触
4	壱岐市芦辺支所	自記	芦辺町芦辺浦
5	壱岐市石田支所	自記	石田町石田西触
6	壱岐市消防本部	自記	芦辺町中野郷西触

(2) 伝達方法

市は、収集した情報を伝達するため、緊急告知放送、広報車、サイレン、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行う。ただし、市

の所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については、十分留意する。

4 警戒又は避難を行うべき基準の設定

- (1) 警戒避難基準は原則として土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域ごとに設定するものとする。
- (2) 警戒避難基準は原則として雨量によって設定するものとし、市町においてその基準値の設定にあたっては、長崎県土砂災害防止計画書第7章第6節における「新たな基準雨量の設定」を参考として定めることができる。また、本編第7章第7節土砂災害警戒避難における土砂災害警戒情報も併用することができる。

なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない時でも他の危険な兆候が認められた場合には住民の自主的な判断によって避難するように関係住民に周知するものとする。

5 土砂災害等による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するのは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

ア 市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

イ 停電、機器の故障のため市と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、住民への啓発を行う。

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合

(イ) 渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合

(ウ) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）

(エ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(オ) 渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

ウ 避難が遅れ、危険が差し迫った状況においては、以下について周知徹底する。

(ア) 周囲より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上に避難することを心がける。

(イ) 他の危険箇所への避難は避ける。（急傾斜地崩壊危険区域等）

(ウ) 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。

(エ) 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。

(3) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化

土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。

計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。

番号	施設名	所在地
1	医療法人護州会品川外科病院	壱岐市勝本町西戸触180-1
2	壱岐市国民健康保険勝本診療所	壱岐市勝本町仲触1989
3	壱岐市立老人ホーム	壱岐市勝本町本宮南触1323-7
4	介護老人保健施設 壱岐	壱岐市勝本町本宮南触236
5	壱岐市立勝本小学校	壱岐市勝本町坂本触262
6	壱岐市立霞翠小学校	壱岐市勝本町西戸触550
7	壱岐市立勝本中学校	壱岐市勝本町仲触1846
8	壱岐市立田河小学校	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1659
9	壱岐市立芦辺小学校	壱岐市芦辺町芦辺浦546
10	壱岐市立田河幼稚園	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670
11	壱岐市立勝本幼稚園	壱岐市勝本町坂本触262
12	壱岐市立鯨伏幼稚園	壱岐市勝本町布気触927-4
13	壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920
14	特別養護老人ホーム 壱岐のこころ	壱岐市勝本町布気触948-1
15	壱岐市立沼津小学校	壱岐市郷ノ浦町小牧東触184
16	壱岐市立沼津保育所	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836-3
17	壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526-2

(4) 専門家の派遣による支援

市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第14節 消防活動

[総務部・消防部]

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施する。また、消防機関は、その全機能を挙げて消火活動、人命救助活動に取り組み住民の生命身体・財産を保護する。

1 市長の行うべき措置

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命ずる。
- (2) 消防機関が行う消防活動等を支援する。
- (3) 消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町に対して応援要請を行うとともに、知事に対して、応援要請を行うほか、本章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (4) 市は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防活動の基本方針

- (1) 火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防機関の全機能を挙げて、消防活動を行う。
- (2) 火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

3 消防機関の活動

(1) 消防本部

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、市及び警察署と相互に連絡を行う。

(7) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した消防活動を行う。

ウ 救急・救助活動

要救助者の救助・救出と負傷者に対する応急処置と安全な場所への搬送を行う。

(2) 消防団

ア 消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。

- (ア) 消火活動
 - 幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。
- (イ) 避難誘導
 - 避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。
- (ウ) 救急・救助活動
 - 消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

イ 非常参集

消防職団員は、市内に大規模な災害が発生したことを知り、消防隊の活動を必要と認めるときは、出勤命令を待つことなく非常参集し、所属長の指揮を受ける。

4 住民・自主防災組織、事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 住 民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ 消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

(イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

5 応援要請

(1) 県防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、本章第6節「県防災ヘリコプターの出動要請」に基づき、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

(2) 県への報告及び応援

ア 市に応援対象火災が発生したときは、協定の市町に応援要請後、直ちに沓岐振興局を経由して県に火災の状況等を通報し、応援等に関して、必要な指導及び調整を求める。

イ 知事は、大規模火災時において、市の対応のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できないと判断したときは、沓岐振興局に対して必要な指示を行うとともに、協定市町以外の市町長に応援を要請する。

第15節 避難の勧告・指示、誘導

〔総務部・市民部・消防部・教育部〕

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

1 避難の勧告及び指示等

(1) 避難の勧告・指示

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難の勧告及び指示を行う。

避難の勧告・指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難の勧告又は指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、次表における市長の事務を、市長に代わって行う。

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第60条、第61条）	(ア) 市長（知事に報告） (イ) 警察官又は海上保安官（市長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者 その他の者	(ア) 立退きの勧告 (イ) 立退きの指示
(2) 洪水又は高潮のはらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。（水防法第22条）	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた 県の職員 (ウ) 水防管理者（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示
(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。（地すべり等防止法第25条）	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた吏員	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示
	管轄警察署長に通知		
(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし	(ア) 警察官 （公安委員会に報告）	(ア) その場に居合わせた者	(ア) 必要な警告を発する。

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）（自衛隊法第94条）	(イ) 警察官がその場 いない場合に限り、 災害派遣を命ぜられ た部隊等の自衛官 （長官の指定する者 に報告）	(イ) その事物の管 理者 (ウ) その他関係者	(イ) 特に急を要す る場合において は危害をうける おそれのある者 に対し必要な限 度で避難の措置 をとる。

(2) 警戒区域の設定

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	(ア) 市長 (イ) 警察官又は海上保安官（注1）	災害応急対策に従事する者以外の者	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去の命
(2) 水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官（注2）	水防関係者以外の者	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去の命
(3) 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者	(ア) 退去の命 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限
(4) 生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	(ア) 退去の命

(注1) 市長若しくはその委任を受けて前記の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

(注2) 前記に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

(3) 避難の勧告又は指示の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための

立ち退きを勧め、又は促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(4) 基 準

ア 市長が実施する避難の勧告、指示の判断基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは、これらの者に対して避難のための立退きを指示する。

イ 水防管理者が実施する避難の指示

水防管理者は、河川の氾濫・高潮等により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

ウ 避難の勧告、指示の基準

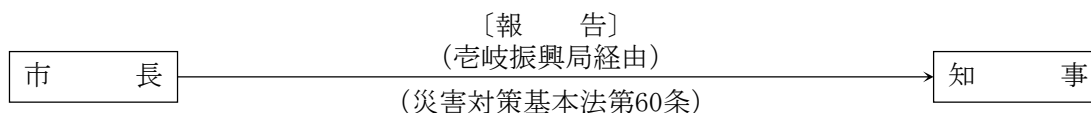
市長及び水防管理者が実施する避難の勧告又は指示の実施時期は、次のとおりである。

- (7) 知事から豪雨、台風、高潮、地震及び警察から津波等災害に関する通報があり、避難を要するとき。
- (イ) 気象台や関係行政機関から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される時。
- (ロ) 河川が警戒水位を突破し、溢水及び漏水のおそれがあるとき。
- (エ) 上流水域で河川災害が発生したため、その下流の水域で災害の発生のおそれがあるとき。
- (オ) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による発災が予想されるとき。
- (カ) 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。
- (キ) その他の自然的、人為的な災害により住民の生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。

(5) 避難勧告、指示の報告、通知

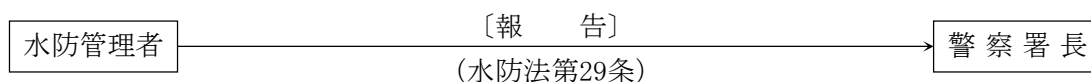
ア 報告

市長は、避難の勧告、指示を行った場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。



イ 通知

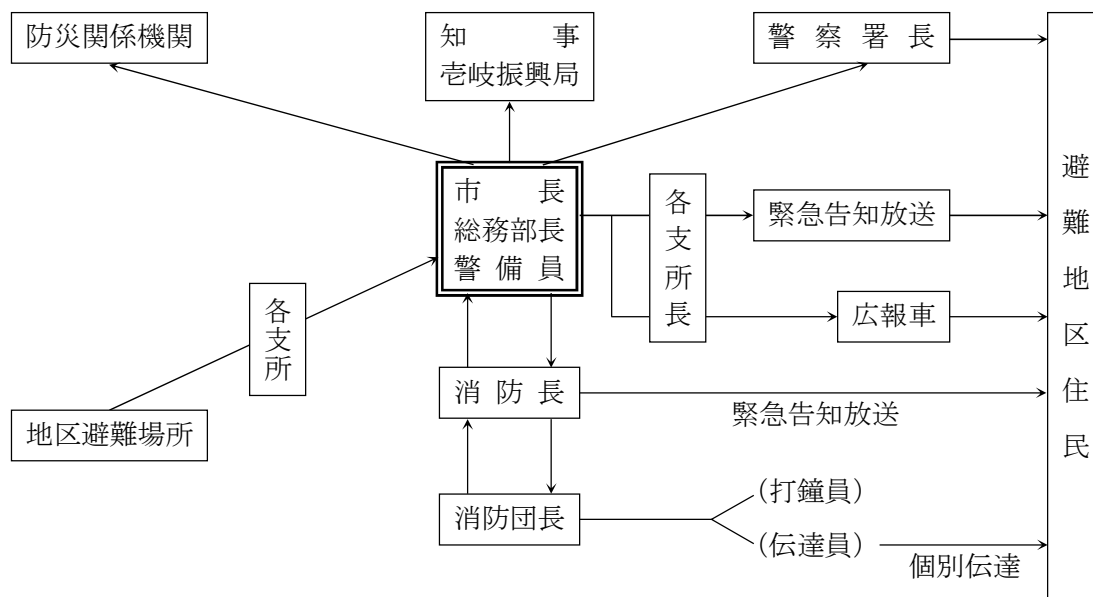
水防管理者は、避難の指示を行った場合は、その旨警察署長に通知する。



(6) 伝達系統

避難勧告及び指示は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 総務部長は、地区担当者がまとめた情報等によって、避難勧告又は指示を必要と認めるときは、市長に報告し、その命令により直ちに、次の方法により地区住民に伝達する。

- a 市緊急告知放送を利用した伝達
- b あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- c サイレン及び鐘による伝達
- d 広報車からの呼びかけによる伝達
- e テレビ・ラジオ、有線放送、エリアメール、その他特使等の利用による伝達

(イ) 総務部長は、避難の勧告又は指示があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

2 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難の勧告・指示を実施する者は、躊躇せず、時期を逸することなく、行うものとする。

この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、早めに避難勧告・指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置をとる。

また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、災害対策本部の置かれる本庁舎等において、各支所管内における被災状況等の把握が十分に行えない場合で住民等への危険が切迫している地域がある場合は、当該地域を所管する支所長が避難勧告・指示等を行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができ

るものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

4 住民への避難勧告等の伝達

住民への避難勧告等の伝達に当たっては、市告知放送を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

5 住民への周知

避難誘導にあたっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

6 市に対する助言

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、その判断等に関して必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

7 避難誘導等

(1) 趣旨

避難の勧告・指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、避難の勧告・指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、市職員及び消防団等が避難誘導にあたる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用するなどして、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては配慮した対応を行う。

(2) 避難行動要支援者への支援等

住民の避難誘導は、市及び消防団、自主防災組織等が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行う。

また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を有効に活用した避難支援等関係者による避難誘導のほか、地域住民においても、市等に協力して避難誘導を実施するよう努める。

特に、市は、避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難が実施されるよう、避難の勧告・指示を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、消防機関、県警察、消防団等の公的機関へ避難行動要支援者の避難支援等について協力を要請する。

状況によっては、市が車両、船艇等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉施設及び要配慮者関連施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

(3) 避難要領

市は、災害時に河川の増水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制の確立

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

(ア) 災害時の避難誘導は、原則として避難行動要支援者を優先して行う。

(イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

(ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

(イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難

所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

(7) 避難場所の開設に当たって、市長は、避難場所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(4) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合つて自主的に避難するよう心掛ける。

(5) その他避難誘導に当たつての留意事項

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難所への収容を図る。

8 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 教育長のとつた避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

(2) 校長は、おおむね次の方法で避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

イ 避難場所の指定

ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

エ 児童生徒の携行品

オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(3) あらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

(4) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

(5) 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

ア 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

イ 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

(6) 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第16節 救急・救助

〔総務部・消防部〕

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また自主防災組織、住民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 救助活動

(1) 救出対象

災害のため、現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

(3) 救出隊の編成

救出隊は、消防職団員、警察官、市職員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

(4) 関係機関との協力

ア 市及び消防本部は、県及び県警察と密接な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

イ 広域的な応援を必要とする場合には、県に対し、応援要請を行う。

ウ 市長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する。

(5) 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

(6) 費用

救出に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲である。

2 救出の連絡等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機 関 名	担当課	所 在 地	電話番号
沓 岐 市 消 防 本 部 ・ 署	警防課	芦辺町中野郷西触411-2	45-3037
沓 岐 市 役 所	総務部	郷ノ浦町本村触562	48-1111

機 関 名	担当課	所 在 地	電話番号
壱岐市郷ノ浦支所	市民生活班	郷ノ浦町本村触562	48-1111
壱岐市勝本支所	市民生活班	勝本町西戸触182-5	42-1111
壱岐市芦辺支所	市民生活班	芦辺町芦辺浦562	45-1111
壱岐市石田支所	市民生活班	石田町石田西触1290	44-6111
壱岐警察署	警備課	郷ノ浦町本村触551	47-0110

第17節 交通の確保及び規制

[総務部・建設部]

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

1 交通規制の実施

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、収集した情報に基づき交通規制を実施する。また、市及び道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、う回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 一般車両の走行を抑制するとともに被災区域内への流入を原則的に禁止する。

(イ) 被災地外への流出は原則として無制限とする。

イ 避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

(ア) 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。

(イ) 一般車両の走行は極力抑制する。

エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

オ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請

(2) 緊急通行路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、市及び道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の標示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

2 道路交通確保

(1) 市は他の道路管理者、公安委員会等と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 市は他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。

(3) 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、市及び他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

3 緊急通行車両の確認等

市長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

4 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、自動車運転者のとるべき以下の措置について広報を行う。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第18節 緊急輸送

〔総務部・建設部〕

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位の確立

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・第2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

市は災害応急対策実施のため、災害現場に通ずる道路あるいは避難所に通ずる主要道路を緊急輸送道路とし、耐震性の確保や危険箇所の改善など、災害対策を進める。

また、これらの道路が被災し通行できなくなった場合を想定し、代替する道路についても検討する。

イ 車両の確保

(ア) 市所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、総務部が行う。

市所有車両等は、資料4-2のとおりである。

(イ) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、営業車を借り上げ輸送力確保に努める。輸送関係業者については、資料4-3のとおりである。

(2) 船舶輸送力の確保

県を通じ、漁業組合及び旅客船事業者に協力を求める。なお、必要船舶数に不足が生ずる等県独自では十分に応急措置が実施できない場合は、九州運輸局と協議のうえ、九州・山口各県に応援を要請する。

また、市は離島のため、災害救助又は救助物資の海上輸送及び陸上の交通が途絶した場合の輸送については、海上自衛隊、海上保安部又は海運支局にそれぞれ要請する。

(3) 航空輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、県防災ヘリコプター及び本章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」により県に要請依頼する。

ア ヘリコプター輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び数量

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 発着地点又は目標地点

イ 市のヘリポートは、資料4-1のとおりである。

(4) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第7節「労働力の確保」による。

3 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あつせんを要請する。

(1) 輸送区間及び借上げ期間

(2) 輸送人員又は輸送量

(3) 車両等の種類及び台数

(4) 集結場所及び日時

4 輸送力の配分

(1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務部長に輸送力供給の要請を行う。

(2) 総務部長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

5 災害救助法に基づく措置

(1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは、次の場合である。

- ア 被災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 被災者救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救援用物資のための輸送
- カ 死体捜索のための輸送
- キ 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 適用される輸送費は、本市における通常の実費である。

(3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間である。

第19節 医療救護

[保健環境部・消防部]

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

1 医療救護の実施

(1) 医療救護の対象者

- ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者
- イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 助産（分べん介助等）

(3) 医療救護の期間

- ア 医療
災害発生の日から原則として14日以内
- イ 助産
分べんした日から7日以内

2 医療救護班の編成

- (1) 災害により多数の負傷者等が発生し、通常の救急医療体制では対応しきれないときは、壱岐医師会による医療救護班の派遣を受けて、医療救護活動を行う。緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。
- (2) 医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- (3) 壱岐医師会の医療救護班で不足する場合は、日本赤十字社救護班の応援を要請するものとし、その場合においては、壱岐医師会の医療救護班を包含し編成する。
- (4) 医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）

- イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (5) 医療救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。
- ア 重症者及び中等症者の収容と処置
 - イ 助産
 - ウ 死体の検案
 - エ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (6) 医療救護班の編成基準
- 医 師 1～2名（内1名班長）
 - 薬剤師 1名
 - 看護師 3～4名（内1名看護師長）
 - 事務員 1名
 - 運転手 1名

県編成救護班（関係分）

保健所名	所在地	電話番号	班数
壱岐保健所	郷ノ浦町本村触	47-0260	1

3 医療救護所の設置

医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ医療救護所を設置する。

（医療救護所の設置予定場所については、資料5-2参照のこと。）

4 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者（資料5-1）から調達する。
- (2) 市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接の市町長に対し、調達あっせんを要請する。

第20節 避難行動要支援者への緊急支援

〔総務部・市民部・保健環境部・農林水産部・消防部〕

大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者、あるいは外国人、旅行者等に対する様々な応急対策が必要となる。このため、市は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

1 要配慮者対策

災害時には、障害者、介護を必要とする高齢者、一人暮らしの高齢者、保護を必要とする児童等に加え、災害を契機に新たに配慮が必要となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。このため、市は民生・児童委員、地域住民等の協力を得て、災害時要支援者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。また、必要に応じて県、隣接の市町等へ応援を要請する。

要配慮者の態様・ニーズに配慮した応急対策一覧

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
【避難収容等】 ○災害時要支援者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 ○災害情報及び避難勧告、指示の周知 ・災害時要支援者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障害者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障害者、児童等を車両により移送 ○避難場所での生活環境の整備 ・避難所の整備 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保 車椅子、障害者用携帯便器等 ・要支援者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣	市・各支所・消防部 市、消防部、関係機関 市、消防部、関係機関 市、県、関係機関	全災害時要支援者 全災害時要支援者 全災害時要支援者 全災害時要支援者
	市、県、関係機関	高齢者、障害者、外国人

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
<ul style="list-style-type: none"> ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、里親への委託等 <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障害者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居 	<p>市、県、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等</p> <p>市、県</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【生活必需品等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び災害時要援護者に対する優先的供給・分配 	<p>市、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【保健衛生、防疫等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心身両面の健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○保健福祉サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・入浴サービス等の実施 	<p>市、県、関係機関</p> <p>市、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【ライフライン等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等 	<p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等</p>	<p>入院患者、入所者等</p>
<p>【広域相互応援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員…医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両…移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材…医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 ○受援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 	<p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等</p> <p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等</p>	<p>全災害時要援護者</p> <p>全災害時要援護者</p>

2 外国人対策

災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集・提供ができる体制の整備等に努める。

- (1) 広報車や緊急告知放送等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- (2) 外国人の迅速な安否確認に努める。
- (3) 災害対策本部及び支部に、「相談窓口」等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

3 観光客・旅行者等対策

市は、ホテル・旅館等の観光施設管理者に対して、災害発生時の観光客への安全な避難誘導体制の実施、安否確認等について指導する。

救援その他の応急対策

風水害等の発生後、必要に応じ、避難所を開設するとともに、一定規模の被災となった場合には、災害救助法に基づく応急救助や、災害にあつて通常の生活を営むことが困難な被災者に対し、衣食住を始めとして教育、医療などの提供その他必要な措置を講ずる。

第21節 避難所の開設・運営

〔市民部〕

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。その際、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し指定緊急避難場所及び指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

1 避難所の開設

(1) 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために開設する。

(2) 開設の方法

ア 避難所は、市が指定する学校等の公共施設を使用する（資料6-1参照）。ただし、これらの施設が使用できない場合は、季節を考慮し、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて開設する。野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。ただし、野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間である。

イ 市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護する。

ウ 市長は、避難所を開設したときは直ちに次の事項を知事（壱岐振興局長経由）に報告すること。

(ア) 開設の日時

(イ) 避難所開設の目的

(ウ) 収容状況及び収容人員

(エ) 開設期間の見込み

(オ) 避難対象地区名

エ 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設等の二次避難所に収容する。二次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに県に連絡する。

(3) 費用

災害救助法による避難所の設置及び収容のため支出する費用は、100人1日当たり30,000円が限度である。

(4) 開設期間

災害発生の日から最大限7日以内。ただし、気象情報等により災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、市長は、県と協議の上、設置期間を決める。

2 避難所の運営管理

(1) 避難者の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。特に要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底すること。なお、詳細については「避難所運営マニュアル」(資料6-4)参照のこと。

(2) 避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

(3) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。

(4) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に努める。

(5) 避難所に設置された職員及び警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 被災者の収容

イ 被災者に対する食料、飲料水の配給

ウ 被災者に対する生活必需品の供給

エ 負傷者に対する医療救護

(6) 各避難施設の責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計票(様式集参照)

イ 避難所用物品費受払簿

ウ 避難所設置及び収容状況（名簿作成）

エ 避難所設置に要した支払証拠書類

オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

(7) 市が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

(8) 市長は、警察官と協議して、自主防災組織等の協力を得ながら避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

3 避難所設備の整備

市は県及び近隣の市町に協力を要請しながら、避難所の環境整備を図る。なお、避難所の標準的設備は次のとおりである。

(1) 特設コーナー

ア 広報広聴コーナー

イ 避難所救護センター（保健室等）

ウ 情報連絡室（無線、電話、FAX等）

エ 更衣室

(2) 資機器材等

ア 寝具

イ 被服

ウ 日用品（タオル、歯ブラシ等）

エ 常備薬

オ 仮設トイレ

カ 簡易焼却炉

キ 炊き出し備品

ク 電話

ケ 畳・カーペット

コ 間仕切り用パーテーション

サ 洗濯機

シ 乾燥機

ス テレビ、ラジオ

セ 簡易シャワー

ソ 仮設風呂

タ 扇風機

チ 網戸

ツ ストーブ

テ 暖房機

ト 電源設備

ナ 給水タンク

ニ 掲示板

ヌ パソコン

(3) スペース

ア 駐車場

イ 仮設トイレ

ウ 仮設風呂

エ 給水タンク

オ 簡易焼却炉

カ 掲示板

キ 資機材置き場

4 広域的避難収容・移送

- (1) 市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難に関する支援を県に要請する。
- (2) 県から被災者の受入れを指示・要請された場合は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、市は運営に協力する。

5 その他

- (1) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (2) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (3) 災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第22節 食料の供給

〔市民部〕

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は関係機関等と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

1 食料の調達

(1) 調達方法

ア 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、市内米穀小売業者（資料8-2参照）から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、壱岐振興局長を通じて知事に要請する。

イ 副食、調味料

副食、調味料は、原則として市が直接販売店より調達するが市内における調達が不可能であり、若しくは、必要数量の確保ができない場合は、壱岐振興局長を通じて知事にそのあつせんを依頼する。

(2) 食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、市長が必要と認めた場合には九州農政局長崎地域センター長に対し文書により応急用食料の緊急引渡の要請を行う。

2 食料の輸送

(1) 食料集積地の指定及び管理

ア あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

イ 食料の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

(2) 輸 送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。

(3) 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送をはじめ、船舶やヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

(4) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による災害地までの輸送を要請する。

3 食料の供給

〔壱岐防〕

災害時における食料の応急供給の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は知事の委任に基づき、これを行う。

(1) 食品の給与対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼（壊）、半焼（壊）、流失、床上浸水等の被害をうけ炊事の出来ない者
- ウ 被害をうけ、一時縁故先等に避難する者

(2) 食品の給与の方法

米飯の炊き出しを原則とするが、状況によっては、乾パン等の支給によることができるものとする。

(3) 供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
1. り災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合	原則として米穀、実情により乾パン及び乾燥米飯	市長が希望する数量
2. 災害により販売機能が混乱し通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同上	同上
3. 被災地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同上	同上

4 炊き出しの実施

(1) 炊き出しは原則として、指定避難場所において行うものとするが、必要に応じ災害現場で行う。

このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

(2) 炊き出し施設、器材は、指定避難場所備え付けのもの等を使用し、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。

なお、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達のあっせんに要請する。

(3) 炊き出しに関する事務の責任者は、市長とする。

(4) 炊き出し用の副食物は、次の関係業者と常に連絡を保ち、要求のある場合は直ちに供給に応ずる。

- ア 野菜出荷等の団体（壱岐市農業協同組合）
- イ 水産物等の供給団体（郷ノ浦町、勝本町、箱崎、壱岐東部、石田町漁業協同組合）

(5) 記録等

炊き出しの状況（場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに、次の帳簿、書類を整備保存しておく。

- ア 炊き出し受給者名簿

- イ 食料品現品給与簿
- ウ 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿
- エ 炊き出し用物品借用簿
- オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

第23節 給 水

〔建設部〕

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を取得することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

(1) 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、河川）、又は地下水で飲用に適するものを水源にする。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水体制の確立

(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設等の状況

ウ 通水状況

エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、沓岐振興局及び保健所に協力を求める。

(3) 給水場所、給水方法、給水時間等について緊急告知放送等を用いてきめ細かく住民に広報する。

(4) 医療機関、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

- (5) 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (6) 被災地における最低給水量は、1人1日20リットルを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。(被災直後は、生命維持の1人1日3リットル等)
- (7) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県及び自衛隊へ応援要請し、給水車の確保を図る。
- (8) 各家庭及び住民に対して10～20リットル入りのポリ容器を常備しておくように指導を図る。

3 給水の実施

(1) 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。なお、医療機関、福祉施設、災害時要援護者関連施設及び医療救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）に補給水源から取水し、被災地域内への輸送のうえ、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

イ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(2) 浄・給水場等での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

(3) ポリ容器等による給水

ア 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

イ 学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、20ℓ容器により必要個数を整備する。

ウ 避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対しポリ袋により配給する。

エ 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

4 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、指定水道業者に要請し、被災後直ちに復旧する。イ 災害の規模によ

っては、市長を通じて知事に応援の業者のあっせんを求める。

(3) 応急復旧順位

ア 取水、導水、浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(4) 配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

(ア) 配水場及び給水拠点までの配水管

(イ) 医療機関等の緊急利水施設への配管

(ウ) その他の配管

5 応援要請

市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して壱岐地方局をとおして知事に調達あっせんを要請する。

(1) 給水を必要とする人員

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

(5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第24節 生活必需品の給与

〔市民部〕

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

1 生活必需品の給与

(1) 供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又はき損した者で、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者である。

(2) 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

- ア 寝具……就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
- イ 外衣……洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ。)]
- ウ 肌着……シャツ、パンツ等
- エ 身の回り品……タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- オ 炊事道具……なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
- カ 食器……茶碗、皿、はし等
- キ 日用品……石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- ク 光熱材料……マッチ、ローソク、プロパンガス等

(3) 給与又は貸与の方法

ア 物資の購入及び配分計画

(7) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

- a 被災者や避難所の状況
- b 医療機関、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設の被災状況

(4) 市長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

(5) 市は、衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ市内又は近隣の市町村の業者から購入する。この場合、なるべく同一規格、同一価格のものを一括

購入するよう努める。

イ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

(ア) 物資の給与又は貸与の支給責任者は、市長とする。

(イ) 支給責任者は、民生委員及び住民組織等の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(ウ) 自力で生活必需品を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

ウ 給付又は貸与の限度

被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

2 物資の調達

(1) 物資の調達

生活必需品は、市内関係業者より調達する。

(2) 救護物資の集積場所

救護物資の集積地は、原則として資料8-1のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

3 輸送

(1) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は、市長が行う。

(2) 輸送方法は、壱岐市内においては貨物自動車等による陸上輸送を主とし、大島、長島、原島及び孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

(3) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による被災地までの輸送を要請する。

第25節 防疫・保健衛生対策

〔保健環境部〕

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防疫活動

(1) 防疫消毒

市は、知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次のとおりである。

災害の程度	薬品名		
	クレゾール	消石灰	クロールカルキ（井戸）
床上浸水 （全・半壊、流失を含む）	200 g	6 kg	200 g
床下浸水	50 g	6 kg	200 g

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症が流行し、若しくは流行のおそれがあるときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(3) 検病及び健康診断

検病及び健康診断は、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して行う。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

(5) 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた対応をとる。

(6) 防疫活動班の編成

防疫実施のための防疫活動班は、衛生技術者1名（班長）、事務職員1名、作業員数名で編成する。

(7) 連絡通知等

市長は、感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場

合は、知事に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(8) 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

ア 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

イ 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

(7) 検病

(イ) 防疫消毒の実施

(ウ) 集団給食の衛生管理

(エ) 飲料水の管理

(オ) その他施設内の衛生管理

(9) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、市民部において、市内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、知事に調達あつせんの要請を行う。

2 保健衛生活動

(1) 健康調査、健康相談

県の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など災害時要援護者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(3) 栄養調査、栄養相談

県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

3 食品衛生監視活動

市長は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸、受水槽の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う食品衛生監視員の派遣を保健所に要請する。

第26節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

[保健環境部]

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等による災害時の相互協力体制の整備
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄及び調達体制の整備
- (3) 清掃及び防疫資機材の備蓄及び調達体制の整備
- (4) 一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化に努めるとともに、補修等に必要な資機材の備蓄及び緊急出動体制の整備
- (5) 仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画の作成等による応急体制の確保
- (6) 市長はし尿及び廃棄物等処理業務が不可能又は困難な場合は、近隣市町村の各処理業者等のあっせんを県に要請する。

2 実施順序の確立

活動は次の順序で行う。

- (1) 道路及び河川並びに公共的施設
- (2) 避難所及びその付近
- (3) 公共機関
- (4) その他の場所

3 し尿処理

- (1) し尿処理施設（資料9-2）の被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じて仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの設置については、障害者等災害時要援護者に配慮する。
- (3) 速やかにし尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して素掘り、仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (4) 応急復旧したし尿処理施設で、計画的に収集し処理する。
- (5) 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

4 ごみ処理

- (1) 仮置場及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 仮集積場所のごみを管理し、あらかじめ選定した処理場（資料9-1）に運び処理する。
また、交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。
なお、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導、広報する。
- (4) 避難所を開設したときは、臨時的収集体制を組み、収集・処理に当たる。なお、避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
- (5) 市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民は、自主防災組織を中心として、次の対応をとるように広報を行う。
 - ア 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
 - イ 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
 - ウ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
 - エ 仮置場のごみは、市が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

5 がれき処理

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

6 清掃班の編成

ごみ及びし尿の清掃は、し尿汲取り業者に委託し実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、職員により清掃班を編成し、実施する。

7 死亡獣畜等の処理

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、壱岐保健所に連絡の上、死亡獣畜取扱場等（資料10-2）に搬送し処理する。

なお、搬送が困難な場合、又は取扱場で処理しきれない場合は保健所長の許可若しくは指示を受けて、焼却等必要な処理を行う。

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等

[総務部・市民部・消防部]

市は関係機関と連携し、行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

1 行方不明者等の捜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、警察官等の協力を得て捜索を行う。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 遺体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (4) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に遺体安置所を設置する。
- (5) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (6) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (7) 市長は、行方不明者の捜索、処理、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 捜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 捜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量
- (8) 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。

2 遺体の収容処理

- (1) 遺体の収容処理は、消防職員、消防団、警察署の協力を得て次の事項について行う。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 遺体見分
 - エ 処理に必要な物資の調達
- (2) 発見遺体その他の事故遺体は、市長が開設した遺体収容所へ収容する。ただし、漂流死体の処理については以下による。
 - ア 死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、警察官又は海上保安官の見分を受けた後ただちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地在市町村長に連絡して引き取らせる。ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明していない場合であって救助法を適用された被災地市町村から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取り扱う。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておく。

(イ) 死体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、市長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により処理する。

(3) 市長は、遺体収容所を開設できるように、寺院、神社等適当な場所をあらかじめ選定して準備しておく。

(4) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。

(5) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。

(6) 変死体については、警察署へ届け出る。

(7) 遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の捜索及び収容埋葬のための費用及び期間の周知

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索及び収容埋葬のための費用及び期間は、次のとおりである。

(1) 捜 索

ア 捜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費

イ 期間は、災害発生の日から10日以内

(2) 埋 葬

ア 次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給する。

(ア) 棺

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 埋葬及び遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理並びに遺体の一時保存のための費用は、災害救助法施行細則に定める額以内とし、検案が収容処理班又は警察官によりできない場合は、当該慣行料金の額以内

ウ 期間は、災害発生の日から10日以内

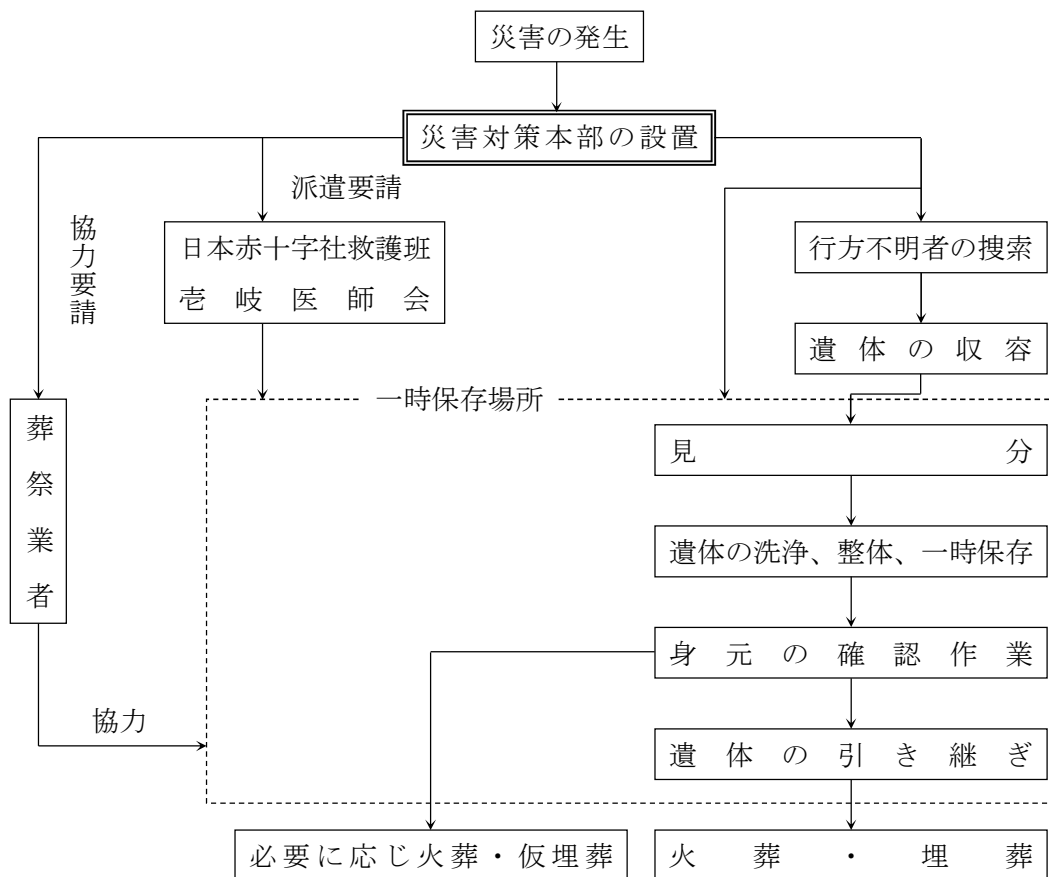
エ 本市における火葬場は、資料10-1を参照のこと。

オ 災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

(ア) 実施責任者 (イ) 埋葬年月日

- (ウ) 死亡者の住所、氏名
- (エ) 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (オ) 埋葬品等の支給状況
- (カ) 費用

行方不明者の捜索、遺体の収容等の流れ



第28節 住宅の供給確保

〔建設部〕

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

1 応急仮設住宅の設置

(1) 入居対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者

(2) 設置予定数量及び単位等

ア 設置数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数の3割の範囲内

イ 1戸当たりの規模は、29.7㎡（9坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲

(3) 建物の構造は、県が定める災害応急仮設住宅建築工事設計による。ただし、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等の災害時要援護者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(4) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、2年以内の期間である。

(5) 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ定めた候補地（資料6-3）から、その都度市長が定める。被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等とする。

2 住宅の応急修理

(1) 対象

住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者

(2) 応急修理予定戸数及び単位等

ア 修理数は、住宅が半壊、半焼した世帯数の3割の範囲内

イ 修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲

(3) 応急修理期間

〔彦岐防〕

災害発生の日から1か月以内

(4) 建築物応急危険度判定士

災害により被災した住宅について、安全性を判定するため、建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

3 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定

入居者等の選定は、市長が行い、その基準は、おおむね次のとおりである。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産がない失業者
- (3) 特定の資産がない母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯及び病弱者等
- (4) 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- (5) 前各号に準ずる経済的弱者

4 公営住宅の活用

必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

5 建築資材及び建築技術者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建築等は、建設部が担当し、原則として競争入札による請負とする。
- (2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。(資料8-3参照)

- (3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者の確保に努める。

市内で建築技術者が確保できない場合は、知事にあっせんに要請する。

第29節 文教対策

〔教育部・総務部〕

災害時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、市教育委員会は応急教育を実施する。

1 避難措置

(1) 在校時

- ア 災害の発生が予想される気象条件となった場合、各学校長は、必要に応じ休校の措置をとる。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。
- イ 災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講ずる。
- ウ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。
- エ 被災状況、措置内容について、市教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。

(2) 登下校時及び休日等の措置

- ア 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、学校長、教職員は登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡をとり、児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。
- イ 児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、保護者又は児童・生徒に連絡する。
- ウ 被災状況、措置内容について、市教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。

2 学校施設の確保

市教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、住民に対し周知徹底を図る。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	ア 特別教室、屋内運動場等を利用する。 イ 二部授業を実施する。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の校舎が全部災害を受けた場合	ア 公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 隣接学校の校舎を利用する。 ウ 応急仮設校舎を建設する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	ア 避難先の最寄の学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 応急仮設校舎を建設する。
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	ア 避難先の最寄の学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 応急仮設校舎を建設する。

3 応急教育活動

(1) 休業措置

- ア 学校長は、被災により授業ができないときは、臨時休校措置を講ずる。
- イ 正規の授業ができないときは、次の要領により応急授業等を実施する。

(2) 実施場所の確保

- ア 教育委員会は、校内での授業が困難なときは、場所及び収容人数等を考慮して、市内の他の学校、集会所、公民館等を利用する。
- イ 教育委員会は、実施場所が確保できないときは、仮設校舎を建設する。

(3) 教職員の確保

- ア 学校長及び教育委員会は、教員の被災状況を把握し、学校に來れない職員の代替編成を講ずる。
- イ 教員が不足する場合は、県教育委員会と協議して教員の確保に努める。

(4) 応急の教育方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業などを行う。

(5) 通学路の安全確保

- ア 教員は通学路の安全確保を行う。
- イ 保護者と相談のうえ、臨時の通学路を決める。
- ウ 他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。

4 学用品等の給与と調達

(1) 給与

市長は、児童生徒が学用品をそう失し、又はき損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障を來した小・中学校の児童生徒

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 給与の方法

(ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了する。

(ウ) 学校長は、配付計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配付する。

(2) 調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

5 学校給食対策

(1) 学校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、市長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

(2) 学校給食用物資は、(財)長崎県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

6 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

(1) 市長は、施設の管理者、教育委員会等と協議の上、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。

(2) 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

(3) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

7 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設（資料12-1参照）、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるように検討する。

8 社会教育施設等の応急対策

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

ア 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

イ 施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 在館の施設利用者の避難誘導
- (イ) 負傷者の救護、医療機関への搬送
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 教育委員会、市長、消防機関への連絡、応援要請
- (オ) 災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合は臨時休館措置
- (カ) 資料の保存

ウ 施設が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 施設長及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査
- (イ) 教育委員会への連絡
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 資料の保存

エ 施設が避難所となった場合は、施設管理者は教育委員会及び市長に協力し、円滑な避難所運営に努める。

(2) 文化財対策

被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講ずる。なお、本市における文化財については資料12-2参照のこと。

第30節 義援金品の受入れ・配分

〔市民部〕

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

1 義援金

(1) 義援金の募集、受入れ

市は、県及び日本赤十字社長崎県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

(2) 義援金の引継ぎ及び管理

個人、会社及び各種団体等から送付された被災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

(3) 配 分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

2 義援物資

(1) 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、市は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

(2) 義援物資の引継ぎ及び配分

寄託された義援物資は市に引き継がれる。配分委員会は被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

市は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。

(3) 義援物資の管理

市は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第31節 農水産業災害の応急対策

〔農林水産部〕

大規模災害により、農業生産基盤、治山施設、養殖施設等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花き等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

1 農水産業用施設の点検・整備

農水産業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 大規模災害により農水産業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 気象災害対策の周知徹底

気象災害対策については、県農林部・水産部及びそれぞれの出先機関との緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。なお、具体的な対策は以下による。

(1) 稲

ア 水害技術対策

(ア) 水害発生前の対策

- a 軟弱苗は水害に弱いので、厚まきを避け、緑化、硬化を適正に行い、健全な苗を育てる。
なお、窒素の追肥はなるべくひかえる。
- b 田植終了後も残り苗は当分の間、管理しながら保存する。
- c 常習冠水地帯では、予備苗を育成する。
- d 7月初めまでの水害に備えて、早生品種の種籾を保存する。
- e 水路の流れをよくするため、清掃及び障害物の除去をしておく。

(イ) 冠水期の対策

- a 本田期の対策(a) 改植しない場合

- ・冠水したほ場は、早期排水に努める。ただし、晴天高温が続く場合は、古い水を一時に排水してしまうと、稲がしおれて枯死することがあるので、古い水を排水する一方、代りに新しい灌がい水を少しずつ流し込む。
- ・流入した砂や泥土、異物などの排除を行うとともに株元をほぐす。
- ・冠水後も生葉があり、また新根が発生している場合は、回復が可能であるので、植替えしないで肥培管理に努める。
- ・耕土が酸素不足になっているので、落水して一時田を干し、その後は間断灌水に努める。
- ・稲の回復を促進するため、生育に応じた追肥を行う。
- ・初期除草剤については、落水後稲の回復を待ってその使用の可否を判断し、もし使用する場合でも、できるだけ減量して散布する。
- ・黄化萎縮病の多発生が懸念されるので、常発地では薬剤防除を行う。ただし、散発する程度では、病株を抜き取り補植する。
- ・葉いもち病や白葉枯病が激発することが多いので、箱施薬等で防除していない水田では退水後、速やかに薬剤防除を行う。
- ・アワヨトウが大発生する傾向が強いので、早期発見に努め、時期を失することなく防除する。

(b) 苗を入手して改植する場合

- ・7月上・中旬に水害で稲が全滅した場合は、早生品種の成苗であれば改植は可能であり、極力、晩期栽培用として育苗された残り苗や、すでに植付けてある水田の間引苗を入手するように努める。
- ・苗を輸送するときは、育苗日数が長くなりすぎないように注意する。なお、輸送中にムレないように日除けや夜間輸送等に留意する。
- ・施肥については、冠水しただけの水田は窒素が通常の半分以上、リン酸、加里は通常程度とするが、耕土が流失又は流入した場合は、その量や質に応じて施肥量を加減する。
- ・苗が十分に入手できない場合は、栽植密度や植付本数を減ずる。
- ・活着時の高温を避けるため、できれば水を掛け流しする。
- ・植付後の管理作業や病虫害防除については、改植しない場合に準ずる。

(c) 再育苗する場合

- ・出穂安全限界期（9月10日頃）内に出穂することが必要であるので、次の稚苗移植（諫早平坦）を標準として、およそ15～18日前までに、は種する。

品種 地帯	早生(愛知93号)	中生(ヒノヒカリ級)	晩生(レイホウ級)
	標高 350m	6月20日	6月10日
標高 250m	6月30日	6月20日	—

標高 150m	7月5日	6月30日	6月20日
標高 50m	7月10日	7月5日	6月28日

※ 対馬は約10日、壱岐は約5日、県北は約3日早目に行う。
島原半島南部は約5日、成苗使用及び出穂安全限界期とすれば約5日遅くてよい。

- ・品種は秋冷による不稔に備えて、出穂安全限界期内に出穂させるため、早、中生品種を入手する。

なお、遅植えはいもち病が発生するので、いもち病に強い品種を選定する必要がある。

- ・苗代様式は、箱育苗とする。箱育苗の場合は肥料分を含む人工床土が生育が早い、温度管理は高温に注意する必要がある。
- ・育苗箱数は2割程度増す。
- ・育苗日数は、箱育苗で15～20日程度を目標にする。
- ・植付時の留意事項は、苗を入手して改植する場合の項に準じる。

イ 干害技術対策

(ア) 用水対策

- 常習干ばつ地帯では、池や用水等の水利施設を計画的に整備する。
- 常に貯水量を把握し、関係者の話し合いの中で節水栽培を行う。
- 地下水を利用できる場合は、ボーリングや井戸等によって用水を確保する。
- 常習干ばつ地帯では早期栽培と普通期栽培の組み合わせや、早、中生品種栽培の導入等で水系毎に計画配水を行うこと等で水の有効利用を図る。
- 河川地帯等で用水不足の地域では、還元灌がい等の施設を設ける。(水循環施設の設置)
- ポンプの所有台数及び設置場所等を点検しておく。

(イ) 移植が遅延した場合

- 実用的限界育苗日数は、箱育苗(1箱180g以上播)で播種後35日(苗齢3.5葉)程度、水苗代の早生品種で55日、中生種で60日、晩生種で65日(苗齢8～9葉)程度である。
- 育苗箱は風通しのよいところにおき、箱の間隔を5～10cmあけて苗のムレを防ぐ。
- 箱育苗、水苗代とも極端に肥料切れした場合に追肥し、苗の老化を防ぐ。
- 箱育苗は、灌水量を少なくし、水苗代はできるだけ浅水にする。
- 伸びすぎた場合は葉先を軽く剪除する。
- いもち病の多発が予想されるので発生に注意し、防除を徹底する。
- 植付けが可能になった時点で苗に追肥(弁当肥)をする。
- 萎縮病、縞葉枯病、イネミズゾウムシ防除のための箱施薬は、植付けの目途が確実になってから田植当日に施用する。ただし、徒長軟弱の場合は使用をとりやめる。
- 遅延苗は分けつが少なくなるので、植付株数や本数を増加する。

- j 除草剤は薬害が発生するおそれがあるので、使用に当たっては薬害の少ない除草剤や田植後遅く使用しても効果の高い除草剤を選ぶ。
- k 施肥については、基肥は基準量とし、中間肥は減量して田植後早目に施用する。
 - l いもち病等の病虫害防除を徹底する。
- (ウ) 再育苗又は予備苗を設置する場合
 - 水害技術対策の(イ)のcに準ずる。また、早期又は早生品種については乳苗育苗の検討を行う。
- (エ) 植え付けた水田の用水不足の場合
 - a 苗の活着後は、節水のため時々田面に水を走らせる程度とし、白乾を防ぐ。
 - b 除草剤の使用はとりやめ、後期除草に努める。
 - c 畦畔の漏水防止を徹底する。
 - d 畦畔付近に青草を切って敷く。
 - e 亀裂が生じた場合は、田面を浅くけずって亀裂を埋める。なお、降雨があった場合は中耕機を通して水持ちをよくする。
 - f いもち病の多発が予想されるので、防除を徹底する。
 - g 出穂前の10～15日頃と出穂開花期には万難を排して灌水する。
 - h 降雨があり次第、ひえ抜き等の雑草防除を行う。
 - i 枯死又は移植不能となった場合は、共済組合（単協、県連）と連絡をとりながら代替作物を作付ける。
- ウ 冷害技術対策
 - (ア) 早生品種を早植えする。（ただし、早期栽培での極端な早植えは、6月下旬の冷害を受けるので避ける。）
 - (イ) 健苗を育成して、活着を促進し生育を早める。
 - (ウ) 水管理
 - a 冷水灌がい田や漏水田等においては掛流しを避け、昇温灌がい法をとるよう指導する。
 - 中間止水灌がい等も水温上昇に有効であるが、灌がい水の供給量等を考慮して押水灌がい等実施しやすい方法により水温の上昇を図る。
 - （注）押水灌がいは掛流し灌がいの中間的な方法であり、水尻（排水口）をふさいで水田で減水しただけの水が少量ずつ用水路から連続的に補給される灌がい法である。普通、用水路にせきをつくり、水が自然に水田に流入するようにする。
 - b 生育初期に低温日照不足により稲の生育が軟弱徒長ぎみのときは、晴天の日を選んで日干し等を行い、倒伏防止を図る。
 - c 山間地においては、水稻の幼穂形成期（出穂前10～15日）にかけて著しい気温の低下（最低気温で16℃以下）をきたし、障害型冷害の発生のおそれのあるときは、できるだけ深水（15cm位）にして幼穂を低温から保護する。
 - (エ) 漏水及び湧水防止

畦畔の破損、モグラ、ケラの害等による畦畔からの漏水を防いで水温の低下を防ぐ。また、田の中から冷水の湧き出るところは、湧口の周りに手あぜを作り、湧水を水田の外に導き、水温の低下を防止する。また、隣接する高い水田から冷水が下をくぐって湧出する水田では、がけ下に溝を作って冷水を捨てる。

(オ) 除草

低温寡照の条件下においては、稲が軟弱徒長して除草剤に対する抵抗性が弱くなっており、また、雑草の発生も少ないか、あるいは遅れているので、次のことに注意して除草剤を使用する。

- a 2・4 P A (2・4-D) などホルモン剤は使用量を少なくし、適期に散布する。
なお、低温に対して安全性の高い除草剤は、M C P、2・4 P Aの順であるから、2・4 P Aの使用はできるだけ避ける。
- b 除草剤の使用は晴天の日を選んで行い、早目に切りあげる。

(カ) 施肥

- a 堆肥等の施用は早目に行い、遅く肥効が現れないようにする。
- b 土壌改良資材や、磷酸質肥料等を増施する。
- c 低温寡照が続く場合は、稲の追肥は控えるようにする。

(キ) 病虫害防除

- a いもち病：低温寡照が続く場合は葉いもち病の多発が懸念されるので、早目の防除を徹底する。
- b 縞葉枯病：低温により稲の感受性が高まり縞葉枯病の後期感染が多くなることが予想されるので、高冷地では幼穂形成期まで薬剤防除を徹底する。
- c イネヒメハモグリバエ：早期栽培では発生しやすくなるので、早期発見に努め、防除が手おくれにならぬよう心がける。

エ 風害（大雨）技術対策

- (ア) 台風中は深水にして倒伏及び損傷防止に努める。
- (イ) 排水路を整備し、冠水を防止する。
- (ウ) 倒伏した場合は、落水を行うと同時に、穂先を水から上げる。
なお、数株を結束するときは、通風、採光を考えて、できるだけ軟かく結ぶ。
- (エ) 倒伏したほ場は、ウンカ類の発生が多くなるので、発生に注意し防除を行う。
- (オ) 風水害後は、穂いもち病が多発することが多いので、速やかに薬剤散布を行う。
- (カ) 用排水路が破損した場合、緊急に水路を整備する。なお、早急に整備ができない場合は、仮設水路を設ける等して、出穂後30日程度まで灌水できるように対策を講ずる。
- (キ) 冠浸水した場合は、速やかに排水を図る。
なお、濁水の冠浸水があった場合は、排水と同時に稲に付着した土をできるだけ洗い落とす。
- (ク) 海水が流入した場合は、排水と同時に多量の水を掛流しする。また、潮風の場合は、稲についての塩分を清水で洗い流す。

(2) 麦

ア 播種期の長雨（播遅れ）技術対策

- (ア) 秋播性の低い品種を使用する。
- (イ) 播種面積率を多くする。
- (ウ) 播種量を増加する。
- (エ) 芽出し播きを行い、出芽を早める。
- (オ) 小麦にはシロトビムシ類の被害が発生するので、播種前の薬剤種子粉衣を行う。
- (カ) 排水を図り根の活性を良くし、生育促進に努める。
- (キ) 施肥は基肥量を多くし、初期生育の促進を図る。
- (ク) 踏圧は中止する。

イ 生育後期の長雨技術対策

- (ア) 4～5月の出穂期前後の長雨により、赤かび病、うどんこ病が多発することが多いので、薬剤散布に努める。
- (イ) 水田麦作では、排水を良くするために溝さらいを行う。
- (ウ) 収穫が適正かつ迅速にできるよう収穫機及び乾燥機を整備するとともに、収穫・乾燥の体制を整備しておく。

(3) 甘しょ

ア 冷害技術対策

種いも貯蔵中、降雪低温により腐敗することがあるが、特に屋外貯蔵の場合、イモガマに積雪したときは早急に除雪するとともに、イモガマの周囲に排水溝を掘り、冷水が入らないよう注意する。また、貯蔵温度にも注意し、10℃以下に低下するような場合は、さらにワラ囲い等をするよう指導する。

育苗期の低温は、苗の伸長を停止又は抑制するので保温に努める。

挿苗期の低温は、活着及び初期生育が悪く、減収するので、地温15℃以上で挿苗するよう注意する。

(4) ばれいしょ

ア 風害技術対策

- (ア) 生育初期のものは株元が動かないよう土寄せを行う。
- (イ) 茎葉の損傷部より疫病等が発生しないよう、薬剤散布を行う。

イ 水害技術対策

- (ア) 生育初期のもので株元が露出した場合、速やかに土寄せを行う。
- (イ) ほ場に冠水することのないよう、特に水田では排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し、根腐れ（いもの腐敗）を防止する。
- (ウ) 雨後、晴れ間をみて疫病の防除を徹底する。

ウ 干害技術対策

- (ア) 秋作で植付後の干ばつは、種いもの腐敗を助長するので萌芽まで極力かん水に努める。

(イ) アブラムシ類、ジャガイモガ、ニジュウヤホシテントウ、ハスモンヨトウ等の害虫が異常発生するので防除を徹底する。

エ 寒害技術対策

(ア) 冬作ばれいしょの植付けは、標高200m以上の地帯は早植を避け、またマルチ作業もやや遅めに行う。

(イ) 霜害を受けた場合、えき芽から新葉の再生するのを待って液肥の葉面散布を行う。また、後期の生育を健全にするため疫病等の防除を徹底する。

(5) 園芸作物

ア 風害技術対策

(ア) 果樹

- a 防風（破風）垣（網）を補強する。
- b 果樹棚の補強及び枝の結束を行う。
- c ハウス栽培では、施設の補強及びビニールを十分おさえ耐風性を強める。また、強風が吹くときは、吸気孔を閉め換気扇をまわす。しかし、停電やなお一層の強風でハウス本体が破損するおそれのある場合は、ハウスバンドを切りビニールを除去する。
- d 収穫期に入っている果樹又は収穫間近いものは、事前に収穫する。
- e 倒伏した果樹は引き起こし、支柱を立て樹を固定する。
- f 枝折れ、枝裂けが生じた場合は、可能な限り結束して癒合を図る。しかし、枝を切り落とした場合は、傷口を鋭利な刃物で削りとり、接ロウを塗布する。
- g 潮風等を受けた場合は、できるだけ早く清水を十分散布し、塩分を除去する。
- h 落葉を生じた場合は、樹勢の早期回復と翌年の生産安定のため、残葉数に応じて摘果する。
- i 落葉が過半数にも及ぶ場合には、日焼け防止のため、幹や大枝に石灰乳や水性ペイントを塗布する。
- j 強風下での作業には、危険が伴うので十分注意する。

(イ) 野菜・花き

- a ハウス、トンネル等の施設は倒壊しないよう基礎及び支柱を補強させるとともに、網、縄、竹等でビニールの破損防止に努める。
- b 生育初期は、株元が動かないよう土寄せか敷わらをする。
- c 地上をはう蔓性のものは、蔓先が傷まないようわらで所々おさえて土でとめる。
- d 支柱栽培のものは支柱の補強結束等を行い、倒伏を防止する。生育中のものは支柱より離しネット等で被覆する。
- e 風のあとは特に病害の発生に注意し、薬剤散布を行う。
- f 潮風等を受けた場合は、速やかに清水で洗い流す。
- g 移植可能な野菜・花きは補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。

イ 水害技術対策

(ア) 果樹

- a テラスや排水溝を設ける等して流去水を分散し、土壌流亡を少なくするとともに、畦畔等の崩壊防止に努める。
- b 集排水溝の土砂さらいをするとともに、木の根元の土が流失した箇所には客土を行う。
- c 樹が埋没した場合は、周辺の土砂を速やかに除去する。
- d 平坦地で冠水した場合は、早急に排水する。
- e ハウス栽培では、周囲の溝を十分整備し、雨水を排除する。
- f 病害発生予防のため薬剤散布を行う。

(イ) 野菜・花き

- a は種後、雨で種子が露出しないよう敷わらを十分に行う。
- b 生育初期のものは株元の露出を防止するため土寄せをし、敷わらを行う。
- c ほ場に冠水することのないよう排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し根腐れを防止する。
- d 雨後晴れ間をみて病害発生を防止するため薬剤を散布する。
- e 移植可能な野菜は補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。
- f ビニール、ポリマルチをしてあるほ場では、根を湿害から守るために早急に除去し土壌の乾燥を促す。

ウ 干害技術対策

(ア) 果樹

- a 流水、湧水、貯水等の確保に努め、水を有効に利用する。
- b 干害の状況に応じてかん水を行う。かん水後は敷わら並びにポリマルチを行い、土壌水分の蒸散防止に努める。草は刈り取り、敷き草として利用する。
- c 干ばつの被害が進行した樹では、その程度に応じて果実を摘果して負担を軽くし、樹体の保護に努める。
- d ダニの発生増加に注意し、薬剤散布を行う。
- e 収穫後は、葉面散布を行い樹勢の回復に努める。
- f 樹勢の弱った樹のせん定は、なるべく軽く行う。

(イ) 野菜・花き

- a 敷草、敷わらを十分にし、極力かん水に努める。
- b 中耕除草は、干ばつ時はしないか又は実施する場合も表面のみ軽く削る程度にとどめる。
- c 肥料は固形では吸収されにくいので、必要な場合には水に薄めて夕方に施す。
- d 薬剤散布は日中をさけ、朝夕の涼しいときに行う。

エ 寒害（霜害）技術対策

(ア) 果樹

- a 晩生かんきつ類は、異常低温襲来前に収穫する。
- b 寒害被害を受けやすいびわ園では寒害被害防止効果のある果実袋を使用する。

- c 防風垣（網）を補強する。
- d 冷気の停滞する所では、防風垣の下枝を1 m程度刈り上げ風の流れをよくする。
- e 積雪による枝折、裂傷を防止するため枝を縄で結束する。
また、ネット栽培では崩壊防止のため、ネットは片側寄せで結束しておく。
- f 積雪の場合は、早急に除雪に努める。
- g ハウスに積雪した場合は、内張りカーテンを巻き上げ屋根の雪を解かす。また、必要に応じて除雪も行う。除雪作業は危険を伴うので十分注意する。
- h 落葉果樹で発芽後晩霜の予想される場合は、重油等を燃やし保温に努める。
- i 霜害を受けた場合、なしでは残花の着果率を高めるため人工受粉を徹底する。
ぶどうでは、主芽が被害を受けた場合、副芽を利用する。

(4) 野菜・花き

- a ビニール被覆、マルチング等により地温の上昇を図る。
- b 生育初期における窒素質肥料の多施用を避ける等、健全な生育管理に努める。
- c 早まき、早植えを極力避け、健苗の育成に努める。
- d 積雪による被害を受けやすい地域では、施設の破損、倒壊を防止するため、施設の点検に努め、必要に応じて補強、破損箇所の補修を行う。
- e 積雪時には、栽培施設内の温度を高め、積雪の落下を促進する。また、速やかな除雪を行う。
- f 被害が発生した場合には、欠株の補植、速効性肥料の施用等適切な肥培管理により、草勢の回復を図るとともに、病害虫の防除を徹底する。

(6) 畜産

ア 水害技術対策

(7) 家畜飼養管理対策

a 畜舎内浸水防止

水害又は長雨による畜舎への浸水、雨漏を防止するため、畜舎及びその周辺の排水路・屋根の点検に努める。

b 浸水・冠水後の処理

- (a) 畜舎内は、排水、清掃、水洗、消毒を実施するとともに畜舎内の乾燥化を図る。
- (b) 管理用具が冠水した場合には、水洗、消毒、性能を点検し使用する。
- (c) 乾燥した敷料を多施用するなど家畜（特に子畜）の保温を図る。
- (d) 腐敗又はカビの発生した飼料の給与はしないこと。特に赤カビ病に罹病した麦類の給与には特に注意すること。

(4) 飼料対策

- a 保管中の飼料については、保管庫の浸水の防止と床面の乾燥化を図り、発酵、カビ発生の防止に努める。
- b 天候の良い日には、飼料庫を開放し乾燥化を図る。
- c 飼料畑について、長雨、水害によって飼料作物の茎葉は軟弱に生育し倒伏しやすい

ので、十分に圃場周囲の排水溝を掘り、乾土化に努めるとともに、中耕、培土、追肥を実施して生育促進を図る。

イ 干害（暑熱）技術対策

(ア) 家畜飼養管理対策

- a 畜舎を開放し、通風、換気に努めるとともに、換気扇等による送風を行う。
- b 放射熱を避けるため天井及び軒先に断熱材を設置するなどの工夫をする。
- c 通常の時よりも飼育密度を可能なかぎり緩和する。
- d 家畜への直射日光を避けるとともに、寒冷紗棚等による日除け対策を講ずる。
- e 新鮮な冷水を十分与える。

(イ) 飼料対策

- a 播種に当たっては場が乾燥している場合は、碎土の励行、通常より深めの播種、十分な鎮圧を行い、発芽率の確保に努める。
- b 干害で通常の生育が期待できない場合は早めに刈り取り、乾草又はサイレージとして貯蔵利用する。
- c 干ばつ状態が続くと、アワヨトウ、アブラムシ等の害虫の異常発生がみられるので、早期発見と防除に努める。食害被害の進展が著しい場合は、早急に刈り取り、被害の軽減を図る。
- d 干害に強い草種（ソルガム、ローズグラス等）を選択して播種する。
- e 水源の確保、貯水槽の準備、水の運搬手段等を検討しておく。

ウ 寒害（冬期）技術対策

(ア) 家畜飼養管理対策

- a 給水施設については、凍結を防止する。
- b 畜舎の隙風を防ぎ、換気採光に配慮しつつ保温に努める。特に新生子牛の保温対策は十分に行う。

(イ) 飼料対策

- a 低温時の刈り取りは避け、生育が回復してから行う。
- b 発芽が悪いときは、状況に応じて追播又は播直しを行う。
- c 生育が悪いときは、追肥を行う。
- d 寒害に強い草種（イタリアンライグラス等）を選択する。
- e 粗飼料の不足に備えて稲わらや、その他貯蔵飼料を十分確保しておく。

(7) 林木等

ア 苗畑

(ア) 苗畑の干害対策

- a 灌水を行う。灌水をはじめたら毎日続ける。
- b 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分蒸発を防止する。
- c 苗間にわらなどを敷く。

- d は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取はずし、夜露を当てる。
- e 除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時はしないか、又は実施する場合は表面を軽くけずる程度にとどめる。
- f 地温が30℃を越えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか、土壤消毒をする。
- g 薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しい時に行う。

(イ) 噴火に伴う降灰対策としては、降り積もった火山灰土層は透水性が悪く、苗木に障害を与えるので、頻繁に中耕する。

イ 造林木

(ア) 干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈り作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

(イ) 造林木の風害、潮害跡地の復旧対策としては

- a 台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被災林地については伐倒整理し、防風林帯を設け今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- b II 齢級以下の幼齢木の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起し等を実施し回復に努める。
- c 潮害被災林については被害の程度を考慮し、樹勢回復のための手入を行う。枯死木が多い場合は、耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

ウ しいたけ

(ア) ほだ木が直射日光を受けると、しいたけ菌糸に悪影響を与えるので、笠木の補充を行い直射日光を避ける。

(イ) 干ばつ時の下草の刈りすぎは、ほだ木の乾燥を促し、しいたけ、菌糸の伸長、ほだ化を阻外するので、伏込地、ほだ場の状況をみて行う。

(ウ) ほだ場の乾燥しやすい場所では、ほだ木を低く組んだり、倒すなどして水分調節を行う。

(8) 藻類養殖

ア 風害技術対策

(ア) 種付け時期における対策

種付け時期に暴風により、網ヒビ、幹縄等の流出、破損又は、流れ藻等による芽切れ等、甚大な被害を受けた場合は次の応急技術指導を実施する。

a 種付け指導

風波により芽切れしたものについては、糸状体による種付、重ね張り及び種糸の取り替え等による種付技術の指導を実施する。

なお、流れ藻により被害を受けやすい漁場については、前もって防除施設を設置させる。

b 網ヒビ等の張り替え

養殖施設の流出、破損したものについては、予備網ヒビの張り替え、種網の取り替

えを行わせる。

(イ) 養殖期間における対策

12月中までの被害であれば(ア)のbと同様な技術指導を実施する。

(9) 貝類養殖（真珠養殖を含む）

ア 風害対策

台風時の風浪による筏施設のき損、筏の流失、養殖カゴの落下等の被害については、

(ア) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定に当たり風浪の影響について充分配慮するとともに、漁業権者に対し、漁場の行使について指導する。

(イ) 最悪の事態が予想される場合は、安全な海域に一時避難させる。

(ウ) 被害が起こった場合は稚貝購入資金のあっせん等を行う。

イ 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失、くろ貝等のへい死被害については、

(ア) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定に当たり、十分配慮するとともに、漁業者に対し漁業の行使について指導する。

(イ) 被害が予想される場合は、

a 深吊りを行わせる。

b 安全な海域へ避難させる。

(ウ) 被害が発生した場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

ウ 冷害、干害等対策

恒常的に異常海況が発生する海域においては、毎年相当量の貝類が異常へい死しているが、かかる海域には漁業権を設定すべきでないが、

(ア) 冷害、干害等の被害を未然に防止するための避難漁場（避寒、避暑漁場）の設定を積極的に進める。

(イ) 安全な海域に一時避難させる。

(ウ) 被害が生じた場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

(10) 魚類養殖

ア 風害対策

台風時の風浪による筏施設の破損、筏の流失、又は生簀網の破損、養殖魚の散逸等の被害については、

(ア) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定に当たり、その影響について十分配慮するとともに、漁業権者に対し漁場の行使について指導する。

(イ) 被害発生の事態が予想される場合は、安全な海域に一時避難させる等の指導を実施する。

(ウ) 被害が発生した場合は、養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

イ 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失又は養殖魚のへい死被害については、

(ア) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定に当たり、十

分配慮するとともに、漁協に対し漁場の行使について指導する。

(イ) 被害発生事態が予想される場合には、安全な海域へ避難させる等の指導を実施する。

(ウ) 被害が発生した場合は養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

第32節 ライフライン施設の応急対策

〔建設部〕

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 水道施設対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第23節「給水」による。

2 下水道施設対策

下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施行中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設避難所に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

(3) 被害箇所の応急復旧

市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

第1節 災害復旧・復興

〔全部署〕

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

1 災害復旧・復興の基本方向の決定

被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 災害復旧計画

(1) 基本方針

災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

(3) 事業の実施

市は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

(4) 復旧事業計画の種類

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

(ア) 河川公共土木施設復旧計画

(イ) 海岸公共土木施設復旧計画

(ウ) 港湾公共土木施設事業復旧計画

(エ) 漁港公共土木施設事業復旧計画

(オ) 砂防施設事業復旧計画

(カ) 道路公共土木施設事業復旧計画

(キ) 林地荒廃防止施設災害復旧計画

- イ 農水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 住宅災害復旧事業計画
- オ 公立文教施設災害復旧事業計画
- カ 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設災害復旧事業計画
- ク その他公営企業施設災害復旧事業計画
- ケ 公用財産災害復旧事業計画
- コ 上下水道災害復旧事業計画

(5) 災害復旧事業に伴う財政援助並びに資金計画

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 清掃法
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭37. 8. 14 建設省都市局長通達）
- コ 生活保護法
- サ 児童福祉法
- シ 身体障害者福祉法
- ス 知的障害者福祉法
- セ 売春防止法
- ソ 老人福祉法
- タ 水道法
- チ 下水道法
- ツ 災害救助法
- テ 堆積土砂排除事業
- ト 開拓者等の施設整備事業
- ナ 災害廃棄物処理事業
- ニ 廃棄物処理施設災害復旧事業

ヌ 火葬場整備事業

ネ 公的医療機関整備事業

(6) 老岐市の資金計画

ア 地方債（地方自治法、地方財政法）

(ア) 歳入欠陥債、災害対策債（災害対策基本法、激じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

(イ) 災害復旧事業費

① 補助災害復旧事業債

・現年発生補助災害復旧事業債

・過年発生補助災害復旧事業債

② 単独災害復旧事業債

・現年発生単独災害復旧事業債

・過年発生単独災害復旧事業債

・小災害復旧事業債

③ 公営企業等災害復旧事業債

イ 地方交付税

市は資金需要に応じ、繰上交付を県へ要請する。

3 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

(1) 復興計画の基本方針

復興の必要性を確認したとき、復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

市は、県の復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

策定に当たっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

(3) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携して、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

(4) 大規模災害からの復興

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

4 防災まちづくり

市は、再度の被災防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

また、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等为目标とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

さらに、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

[総務部・市民部]

市は県及び防災関係機関と協力して、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置を講ずる。

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

1 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

世帯更生資金貸付制度に基づき、民生委員及び市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と協力して被災世帯に対し、自主更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

災害により住家、工場等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

ア 低所得世帯であること。

イ 融資によって独立自活できる世帯であること。

ウ 蓄積資本がなく、他から借入れることができない世帯であること。

(2) 貸付限度額及び償還期限

ア 貸付限度額 150万円

イ 据置期間 1年以内

ウ 償還期限 7年以内

エ 貸付利子 年3%

(3) 貸付条件

ア 保証人 1人

イ 延滞利子 年10.75%

(4) 提出書類 担当民生委員に提出

ア 借入申込書

イ り災証明書（市長の証明書）

(5) その他

同一世帯に対して災害援護資金のほかに別種の資金の貸付を受けることができる。

この場合、申請の必要性や償還能力を審査する。

例) ①災害援護資金＋住宅資金

・全焼、全壊の場合

250万円以内

・半焼、半壊の場合

170万円以内

②災害援護資金＋更正資金又は障害者更正資金

2 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付け

県との緊密な連携のもとに、貸付制度について広く周知を図り、県の窓口となり、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づいて貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母（配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）。父母のない20歳未満の児童。母子福祉団体

イ 寡婦福祉資金貸付金

寡婦（かつて、母子家庭の母であった者）。40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体

(2) 貸付金申込みの受付

窓口は、市役所（支所市民生活課）とし、直接の指導、相談等については、主として福祉事務所の母子自立支援員が当たる。

(3) その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて据置期間を2か年以内に延長することができ、その期間中は無利子である。

(4) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）

資金名	貸付金額の限度		据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付け	2,830,000円	1年	7年以内
	団体貸付け	4,260,000円	1年	7年以内
事業継続資金	個人貸付け	1,420,000円	6か月	7年以内
	団体貸付け	1,420,000円	6か月	7年以内

住 宅 資 金	1,500,000円	6 か月	6 年以内 (災害7年以内)
	(ただし、災害老朽化等による 増改築の場合 2,000,000円)		

(注) 1. 償還方法 月賦又は半年賦若しくは年賦による。

2. 利 子 利率 事業開始資金 無利子
事業継続資金 無利子
住宅資金 年3%

3. 表中の据置期間は一般貸付けの場合

3 生活保護

福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給して支援する。

4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

(1) 支給及び貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

(2) 災害弔慰金

ア 市が条例（資料11-3参照）によって支給

イ 死亡者が生計維持者の場合500万円、その他の者の場合250万円を支給

ウ 弔慰金を支給する場合の災害の範囲

(ア) 一の市町村の区域内で住居滅失数が5以上

(イ) 県内の他の市町村で災害救助法が適用された場合の災害

(ウ) その他特別の場合

(3) 災害障害見舞金

ア 市が条例によって支給

イ 災害により重度の障害（労働災害補償保険法に定める1級程度の障害）がある住民に対し、生計維持者の場合250万円、その他の場合125万円を支給する。

ウ 見舞金を支給する場合の災害の範囲

災害弔慰金の場合と同じ。

(4) 災害援護資金の貸付け

ア 世帯主が負傷（療養期間1か月以上）し、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害（価格の1/3以上の被害）及び住居の損害がない場合 150万円

(イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

(ウ) 住居が半壊した場合 270万円

(エ) 住居が全壊した場合 350万円

イ 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

- (イ) 住居が半壊した場合 170万円
- (ウ) 住居が全壊した場合 250万円
- (エ) 住居の全体が滅失し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

ウ 利 息 年3% (据置期間中無利子)

エ 据 置 3年 償還7年

オ 所得制限

市民税、所得割の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。

1人世帯のときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加算した額

(5) 国縣市町村の負担割合

- ア 弔慰金 国 2/4 県 1/4 市 1/4
- イ 障害見舞金 国 2/4 県 1/4 市 1/4
- ウ 貸付金 国 2/3 県 1/3 市 なし

(6) 災害資金貸付け

ア 市が条例 (資料11-1 参照) によって貸付け

イ 貸付対象

貸付対象は、貸付対象災害として、市長が指定した災害により、居住する住家又はその敷地に災害を受けた者

ウ 貸付金額

災害復旧に要する額の1/2相当額又は100万円のいずれか低い額で市長の定める額

(7) 小災害り災者に対する見舞金品の支給

長崎県民で災害により損害を受けた者等に見舞金品をおくり、その自立更生を助長する。

区 分	支 給 対 象 者	金 額		
弔 慰 金	災害により死亡した者 (その者の故意又は重大な過失によって死亡した者を除く) の遺族	死亡者1人につき70,000円以内。ただし死亡者が主として生計を維持していた場合140,000円		
見舞金品	災害救助法の適用基準に達しない災害により被害を受けた世帯	り災の程度 世帯構成	全壊、全焼 流失	半壊、半焼
		1人世帯	15,000円	10,000円
		2人世帯	20,000円	14,000円
		3人以上1人 増すごとに加算する額	6,000円	5,000円

※ この要領でいう「災害」とは県内で起こった火災、風水害、その他予測できない天災地変等による災難事故をいう。

5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）

市は、法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

(1) 対象となる自然災害

ア 自然災害の種類

- ・暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等

イ 災害の程度

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (ロ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (エ) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(ア)～(ロ)に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 支給対象世帯

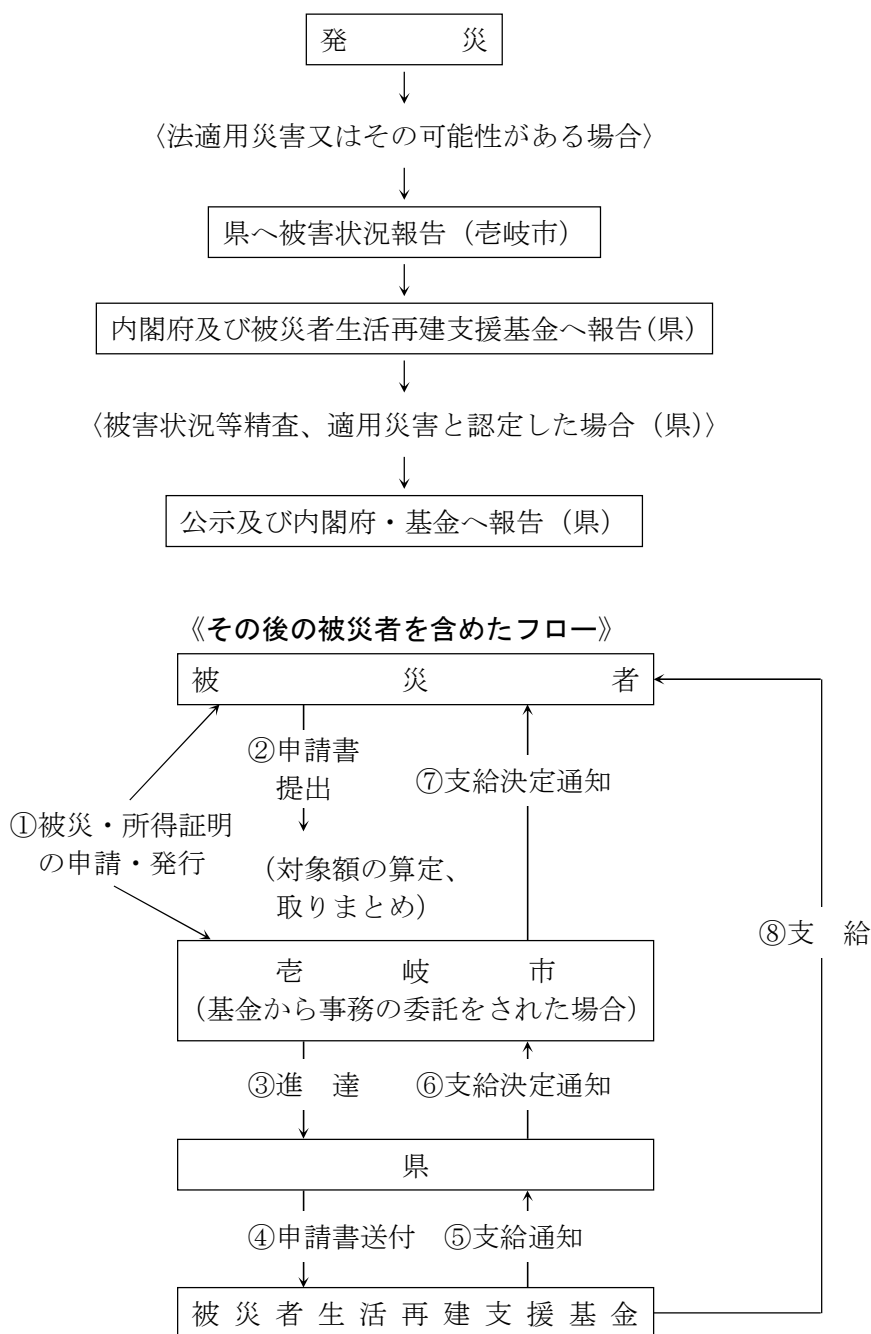
- (ア) 住宅が全壊した世帯
- (イ) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (ロ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

イ 資力要件

下記の区分に該当する世帯が対象となる。

	年 収 等 の 要 件	支 給 限 度 額	
		複 数 世 帯	単 数 世 帯
①	(年収) ≤500万円の世帯	300万円	225万円
②	500万円 < (年収) ≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
③	700万円 < (年収) ≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

《被災者生活再建支援金の支給フロー》



6 児童救済金の支給

（財）長崎県児童救済基金より、当該給付規定に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。市は窓口となって被災者を支援する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による災害事故を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

ア 学 資 金 親をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付

イ 両親・父親の死亡 小・中学生 年 66,000円 高校生 年264,000円

- | | | | |
|-----------|-----------------------------------|-------------|---------------------|
| | 大学生等 | 年371,000円 | |
| (イ) 母親の死亡 | 小・中学生 | 年 33,000円 | 高校生 年132,000円 |
| | 大学生等 | 年186,000円 | |
| イ 被服文具費 | 住家を失ったときに給付 | 小・中・高校生 | 50,000円 |
| ウ 修学旅行資金 | 被災児童の修学旅行費用を給付(住家を失ったときは、その翌年度まで) | | |
| | 小学生 | 14,000円、中学生 | 39,000円、高校生 72,000円 |
| エ 就職支度金 | 中・高校を卒業して就職するとき給付 | 50,000円 | |
- (3) 交付申請
- り災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を市役所（市民部）に提出する。

7 住宅災害の復旧対策

(1) 住宅災害についての情報収集

市は、被害状況を的確に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した場合は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書を提出する。県は、これを取りまとめ、直ちに国土交通省（住宅局総務課）に報告するとともに住宅金融公庫（福岡支所経由）その他関係機関に通報し、援助指導体制の確立を計ることとなっている。

(2) 住宅災害の復旧対策

ア 公営住宅法による災害公営住宅の建設

(ア) 適用される災害

- a 天然災害の場合は災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は市内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上
- b 火災の場合は火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は市内の1割以上

(イ) 事業主体

原則として市

(ウ) 国庫補助

災害により滅失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3

イ 公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設と補修）

(ア) 適用基準

一戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として一事業主体内で合計190万円以上になった場合

(イ) 国庫補助

再建、補修共1/2

ウ 住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度

住宅金融公庫法施行規則第1条の3に規定される災害について適用される。

(3) 住宅の被害区分

被害の区分		被害の程度
滅失	全壊 全流失 全焼	住宅の主要構造部の損害額が「その住宅全体の時価」に対する比率が50%以上のもの
損傷	半壊 半流失 半焼	上の比率が20%以上50%未満
	その他	上の比率が20%未満のもの

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査する。

8 リ災証明の発行

発災後早期にリ災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、リ災証明を交付する。

9 被災者に対する職業のあっせん

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失った者に対し、対馬公共職業安定所壱岐出張所と連携して、必要な就職のあっせんに努め、被災者の生活の確保を図る。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験、健康その他の状況から就職あっせんが可能な者

(2) 職業相談

対馬公共職業安定所壱岐出張所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、対馬公共職業安定所壱岐出張所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、当該職業を紹介し、県の他の地域又は他の都道府県を希望する者に対してはそれぞれ希望に応じた職業を紹介するように努める。

10 租税の徴収猶予、減免

(1) 県税の減免等の措置（地方税法）

ア 県税の期限の延長

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2月以内

イ 県税の徴収猶予（地方税法15条） 1年（やむを得ない場合2年）以内

ウ 県税の減免

(ア) 個人の県民税

(イ) 個人の事業税

(ウ) 不動産取得税

(エ) 自動車税

(オ) 自動車取得税

(カ) 固定資産税

(キ) 軽油引取税

(2) 市税の減免等の措置（地方税法）

ア 市税の期限の延長

申告、申請、納付、納入等の期限延長

イ 市税の徴収猶予

ウ 市税の減免

(ア) 市民税

(イ) 固定資産税

(ウ) 軽自動車税

(エ) 国民健康保険税

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報

- (1) 市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 住民に対し、掲示板、広報車、広報紙等を活用し広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

12 被災者への精神的なケア

市は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、災害時要援護者への適切な対応に努める。

(1) 知的障害者の生活再建支援

ア 被災知的障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

イ 医療費助成、被災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

ア 身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は特に重要である。特に仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、「孤独死」の防止に努める。

イ 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

(3) アルコール関連問題への対応

ア 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲料の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

イ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、専門家による巡回相談、専門医療機関等との連携を図り対応する。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。市は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとってははかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第3節 産業復興の支援

〔農林水産部〕

被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずる。

1 中小企業金融対策

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国・政府系金融機関・県・信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化及び既往借入金の償還期間の延期等による負担軽減を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

2 農林水産業金融対策

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の融通を行う以下の各種制度の周知を図るなどの措置を講ずることにより、民生の安定を図る。

(1) 天災資金の貸付け（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者等又は農林漁業者の組織する団体等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行うものである。

なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格が12万円以下のもの。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（漁網網等）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数5 t未満）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸し付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたものの補填に充てる資金である。

(2) 農林漁業資金の貸付け

災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農業者が農業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。

ア 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設又は共同利用施設災害復旧資金）（公庫資金）

(ア) 貸付対象事業

災害により被害を受けた農業、水産施設で主務大臣の指定するものの復旧、補修に要する資金を貸付けの対象とする。

(イ) 貸付けの相手方

農業者、農協、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区

土地改良区連合、農業振興法人等

・共同利用施設 漁業協同組合等

・主務大臣指定施設 漁業者または法人（漁業協同組合を除く）

(ウ) 貸付限度

・共同利用施設 融資対象事業費×0.8に相当する額

・主務大臣指定施設 1施設当たり、300万円（特認600万円）、漁船1,000万円又は融資対象事業費×0.8のいずれか低い額

(エ) 貸付条件等

利率年0.16%～0.20%

償還期限 ・共同利用施設 20年以内（うち据置期間3年以内）

・主務大臣指定施設 15年以内（うち据置期間3年以内）。ただし、果樹の植栽25年以内（内、据置期間10年以内）

(オ) 借入申込手続

借入申込者は、借入申込書に市長の災害証明書を添えて公庫に申し込む。

公庫よりの貸付決定通知書の交付後受託金融機関から借入金の交付を受ける。

(3) その他の災害資金（日本政策金融公庫資金）

農地、漁船等の災害に対するものとして(1)、(2)のほか次のものがある。

ア 農林水産事業資金

(平成31年4月1日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	0.16～0.45%	25年以内	うち10年以内	農業者1人当たり要負担額
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	0.80～1.45%	15年以内	うち5年以内	同上
林道	0.80～1.60%	20年以内	うち3年以内	同上
林業経営安定資金 (林業経営維持資金)	0.80～1.60%	20年以内		個人200万円 法人800万円
漁業基盤整備資金	0.16～0.20%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%
漁業経営改善 支援資金	0.20～0.35%	15年以内	うち3年以内	事業費の80%または 品目ごとに定められた 上限額
農林漁業セーフティ ネット資金	0.16%	10年以内	うち3年以内	600万円 条件により年間経費 祖収益の12分の6

イ 農協系統資金

(平成31年4月1日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金 (施設資金) (小土地改良資金)	0.3%	7~20年 以内	2~7年以内	個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 20,000万円以内

(4) 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金である本資金制度は、災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるものであり、対象災害については知事が定めることとなっている。

(平成31年4月1日現在)

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年0.30%	10年以内	2年以内
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年0.20%	10年以内	2年以内

第4節 激甚災害の指定

[全部署]

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

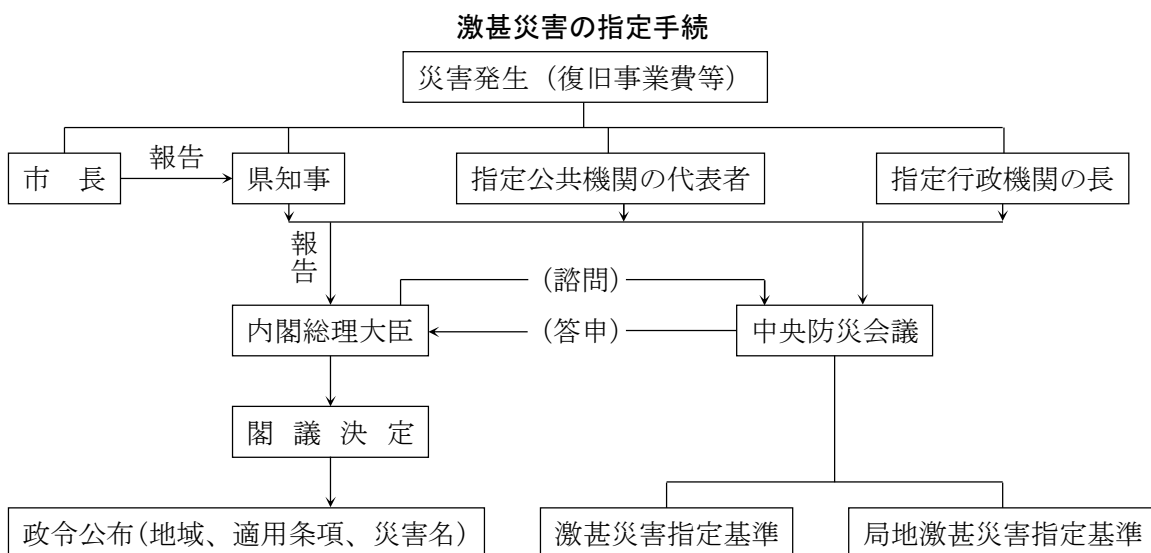
1 激甚災害に関する調査

市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、市からの調査報告を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

2 激甚災害指定の手続

県は国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続をとる。



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続を行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続を行うものとする。

4 激甚災害指定基準の確認

激甚災害の指定基準は、次のとおりである。

(1) 激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 $>$ 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 \times 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 $>$ 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 \times 100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。 (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 $>$ 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 \times 0.25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 $>$ 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 \times 0.05
法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 \times 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 \times 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。 (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 $>$ 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 \times 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 $>$ 10億円
法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 \times 100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮。 (A基準) 農業被害見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 \times 100分の0.5

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
	<p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの。 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>
<p>法第12条、第13条、 第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの。 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、 第17条（市立学校施設災害復旧事業の補助）、 第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸数</p>

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
	(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害。 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害。
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮。

(2) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>	<p>1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額×100分の50に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>	<p>2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置</p>	<p>3 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの</p>

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
	当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。